

摂南法学第 57 号(2020年 刊行)抜刷

「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標 6 と国際法  
——「安全な飲料水に対する人権」の形成が国際水路法に及ぼす影響——

鳥 谷 部 壊

【論 説】

## 「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標6と国際法 ——「安全な飲料水に対する人権」の形成が国際水路法に及ぼす影響——

### SDG 6 and International law

The Impact of the Establishment of the “Human Right to Safe Drinking Water” on International Watercourses Law

鳥谷部 壤

#### Abstract

The international community achieved the MDG 7-C target for freshwater in 2010, which was ahead of schedule. This should be praised. However, it is also true that many people in the world are still unable to obtain safe drinking water. SDG 6 was designed to address this inadequacy. This article approaches SDG 6.1 and 6.5 from the standpoint of international law, specifically international human rights law and international watercourses law. Therefore, this article first reveals the legal basis and nature of the human right to safe drinking water under international human rights law. Then, this article will clarify how the establishment of the human right to safe drinking water can affect international watercourses law. To achieve SDG 6.1 and 6.5 by 2030, the international community needs to establish a new norm as regards international watercourses law. This paper points out that the most important norm for the international community with respect to achieving SDG 6.1 and 6.5 is an obligation to cooperate.

**キーワード**：安全な飲料水に対する人権、尊重・保護・充足義務、域外的義務、国際水路衡平利用原則、人間の死活的ニーズ（VHN）、協力義務

**Keywords**：human right to safe drinking water, obligation to respect, protect and fulfil, extraterritorial obligations, principle of equitable and reasonable use, vital human needs (VHN), obligation to cooperate

## 目 次

1. はじめに——SDGsの採択と本稿の検討範囲の限定
  - 1-1 SDGs採択とSDG 6
  - 1-2 本稿の検討対象——SDG 6.1 および6.5
  - 1-3 本稿の目的および検討の順序
2. 「安全な飲料水に対する人権」の法的基盤
  - 2-1 人権条約
  - 2-2 国連の諸活動
3. 「安全な飲料水に対する人権」の性格および位置
  - 3-1 「相当な生活水準に対する権利」の構成要素としての「安全な飲料水に対する人権」
  - 3-2 「安全な飲料水に対する人権」の成立場面——生命維持レベルにおける尊重・保護・充足義務
  - 3-3 小 括
4. 域外的義務によって保障される「安全な飲料水に対する人権」の生成と機能
  - 4-1 域外的義務によって保障される「安全な飲料水に対する人権」の生成——生命維持レベルにおける域外的尊重・保護義務
  - 4-2 域外的義務によって保障される「安全な飲料水に対する人権」の機能——国際水路衡平利用原則の考慮要素たる「人間の死活的ニーズ（VHN）」との関係
5. おわりに——SDG 6.1 および6.5の法的含意

### 1. はじめに——SDGsの採択と本稿の検討範囲の限定

#### 1-1 SDGs採択とSDG 6

2015年の9月25～27日の間、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳に参加のもと、国際社会の向こう15年間の共通目標を示した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（以下「2030年アジェンダ」と略記）」が採択された<sup>1</sup>。それは、17の「持続可能な開発のための目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」<sup>2</sup>と169のターゲットで構成される。また、2017年7月6日、国

<sup>1</sup> UN Doc. A/RES/70/1 (*Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development, Resolution adopted by the General Assembly on 25 September 2015*).

<sup>2</sup> 【SDG 1】「あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ」、【SDG 2】「飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する」、【SDG 3】「あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」、【SDG 4】「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、【SDG 5】「すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する」、【SDG 6】「すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する」、【SDG 7】「すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」、【SDG 8】「すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完

連総会は、232 の指標を追加した<sup>3</sup>。2030 年アジェンダは、「ミレニアム開発目標 (MDGs)<sup>4</sup> を基にして、ミレニアム開発目標が達成できなかったものを全うすること」<sup>5</sup> (注・筆者追加) を目指して採択され、「人類及び地球にとり極めて重要な分野で、向こう 15 年間にわたり、行動を促進する」<sup>6</sup> ことを期待する。

本稿は、17 の SDGs のうち、淡水に関する SDG 6 に焦点を当てる。水の問題が持続可能な発展の中核を成すことは、2012 年 6 月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議 (リオ+20)」の成果文書「我々の求める未来 (the future we want)」でも確認されている<sup>7</sup>。2030 年アジェンダは、「我々のビジョン」で、「安全な飲料水と衛生に関する人権 (the human right to safe drinking water and sanitation) を再確認し、衛生状態が改善している世界」および「空気、土地、河川、湖、帯水層、海洋といった天然資源の利用が持続可能である世界」を掲げ、水問題を重要視する<sup>8</sup>。SDG 6 は、「すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する (Ensure

---

全雇用およびディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事) を推進する」、【SDG 9】「強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る」、【SDG 10】「国内および国家間の格差を是正する」、【SDG 11】「都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする」、【SDG 12】「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」、【SDG 13】「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる」、【SDG 14】「海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する」、【SDG 15】「陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および回復、ならびに生物多様性損失の阻止を図る」、【SDG 16】「持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する」、【SDG 17】「持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」。Ibid.

<sup>3</sup> UN Doc. A/RES/71/313 (*Work of the Statistical Commission pertaining to the 2030 Agenda for Sustainable Development, Resolution adopted by the General Assembly on 6 July 2017*).

<sup>4</sup> 「ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)」とは、2000 年 9 月、ニューヨークで開催され 189 カ国が参加した国連ミレニアム・サミットにおいて、21 世紀の国際社会の目標として採択された宣言 (国連ミレニアム宣言) を主とし、これに 1990 年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、1 つの共通枠組みとしてまとめたものである。2015 年を目標年とし、8 つの目標、21 のターゲット、60 の指標から成る。

<sup>5</sup> UN Doc. A/RES/70/1, *supra* note 1, Preamble.

<sup>6</sup> Ibid.

<sup>7</sup> UN Doc. A/CONF.216/L.1 (*The Future We Want, Rio+20: United Nations Conference on Sustainable Development, Rio de Janeiro, Brazil, 20-22 June, 2012*), para. 119.

<sup>8</sup> UN Doc. A/RES/70/1, *supra* note 1, paras. 7, 9.

availability and sustainable management of water and sanitation for all)』<sup>9</sup>ことを目標に掲げる<sup>10</sup>。SDG 6の達成に向け、国連総会は、2018年～2028年までを国際行動の10年「持続可能な開発のための水」に指定した<sup>11</sup>。

ところで、SDGsは、MDGsの未達成部分を補うべく採択されたものである。そのため、SDGsの正確な理解には、MDGsの内容とその達成状況の把握が欠かせない。MDG7「環境の持続可能性の確保」は、ターゲット7-Cにおいて「2015年までに、安全な飲料水と基礎的な衛生設備を継続的に利用できない人々の割合を半減させる。」という目標掲げた。7-Cの達成度評価のための指標には、〈指標7.8〉「改善された飲料水の水資源を利用できる人口の割合」が用いられた<sup>12</sup>。世界保健機関(WHO)および国連児童基金(UNICEF)が実施する「水の供給、衛生および衛生状態に関する共同モニタリングプログラム(Joint Monitoring Programme for Water Supply, Sanitation and Hygiene: JMP)」の2012年の報告書によれば、ターゲット7-Cは、目標より5年早い2010年に達成された<sup>13</sup>。

UNICEFおよびWHOによる2019年の報告書によれば、2017年時点で、世界で53億人が「安全に管理された(safely managed)」(=改善された)飲料水サービスを受けられているが、依然、河川、湖または池の水を飲料水として直接使用している人々は1億4,400万人にのぼり、また、4億3,500万人が水道管で水の供給を受けられない(あるいは飲料水源である井戸や泉が保護されてい

<sup>9</sup> *Ibid.*, pp. 14, 18.

<sup>10</sup> SDGsは、「持続可能な開発目標に関するオープン・ワーキング・グループ(Open Working Group on SDGs)」によって目標案の作成が行われた。この組織は、2012年6月に開催されたリオ+20によって設立され、2014年7月までに13回の会合がもたれ、同年7月に目標案を国連総会に提出した。SDG 6については、これ以外に、とりわけ国連「水と衛生に関する諮問委員会(United Nations Secretary-Generals' Advisory Board on Water and Sanitation: UNSGAB)」が重要な役割を担ったことが知られる。UNSGABは、水と衛生問題に関するグローバルアクションを活性化させるために働きかける独立諮問機関として、2004年に設立された。2015年11月に最終会合が行われ、UNSGABの成果と今後の提案が明記された最終報告書が提出され、活動を終了した。SDG 6の採択までの道のりの詳細については、以下参照。O. Spijkers, *The Sustainable Development Goals as Catalyst for the Sustainable Management of Water Resources*, *Journal of Water Law*, Vol. 24, No. 3/4 (2014), pp. 117-120.

<sup>11</sup> UN Doc. A/RES/71/222 (*International Decade for Action, "Water for Sustainable Development", 2018–2028, Resolution adopted by the General Assembly on 21 December 2016*).

<sup>12</sup> Millennium Development Goals Indicators, 7-C, available at <http://mdgs.un.org/unsd/mdg/Default.aspx> (as of 3 August 2019).

<sup>13</sup> WHO/UNICEF Joint Monitoring Programme, *Progress on Drinking Water and Sanitation – 2012 Update* (WHO/UNICEF, 2012), p. 4.

ない「改善されていない (unimproved)」飲料水の利用を余儀なくされており、さらに、安全な飲料水が水道管を通して供給されているが、そうした水を得るために往復 30 分以上を要する「限定的な (limited)」飲料水サービスに依存せざるを得ない人々は 2 億 600 万人にのぼる<sup>14</sup>。そうした人々は、とりわけサハラ砂漠以南のアフリカやオセアニアまたは最貧国や内陸の途上国に集中している<sup>15</sup>。MDGs の達成は、それ自体、称賛されるべきであるが、安全な飲料水へのアクセスの保障の実現は道半ばである。

## 1-2 本稿の検討対象——SDG 6.1 および 6.5

SDG 6 は、6.1 が飲料水へのアクセスを、6.2 が衛生施設へのアクセスをそれぞれ追求し、6.3～6.6 が水質改善や水の持続可能な管理、および水分野の生態系保全等に関係し、6.a と 6.b が能力構築や地域コミュニティの参加支援といった実施手段に着目する<sup>16</sup> (下記表 1 を参照)。「安全かつ安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスの達成」を目指す SDG 6.1 は、人の生命に直接影響を及ぼすという意味で、SDG 6 のなかで最も基本的かつ重要なターゲットである。SDG 6.1 の達成は、SDG 1<sup>17</sup>、SDG 3<sup>18</sup>、SDG 11<sup>19</sup>を中心に、他の多くの SDGs の達成と密接に関連することから、SDGs それ自体の命運を左右するといっても過言ではない。

では、SDG 6.1 は、法律学のなかでも国際法といかにして接点をもつのであろうか。特筆すべき事柄は、2030 年アジェンダの「我々のビジョン」で言

<sup>14</sup> UNICEF/WHO, *Progress on Household Drinking Water, Sanitation and Hygiene 2000-2017: Special Focus on Inequalities* (UNICEF/WHO, 2019), pp. 7, 27, 82.

<sup>15</sup> *Ibid.*, p. 7.

<sup>16</sup> 小野田真二「持続可能な開発目標 (SDGs) と実施のためのマルチレベル・ガバナンス」サステナビリティ研究 (法政大学) 第 9 巻 (2019 年) 102-103 頁。

<sup>17</sup> SDG 1.4 では「2030 年までに、貧困層および脆弱層をはじめ、すべての男性および女性が、基礎的サービス (basic services) へのアクセス……について権利を持つことができるように確保する」(下線・筆者追加) としていること、およびその指標として「基礎的サービスへのアクセスを有する世帯に属する人口の割合」(下線・筆者追加) を設定していることによる。

<sup>18</sup> SDG 3.9 では「2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる」とし、そのための指標として「安全でない水・衛生や、衛生的行動の欠如に起因する死亡率」(下線・筆者追加) を設定していることによる。

<sup>19</sup> SDG 11.1 では「2030 年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅および基礎的サービス (basic services) へのアクセスを確保し、スラムを改善する」(下線・筆者追加) としていることによる。

【表1】 SDG 6 のターゲットおよび指標項目

ターゲット	指 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 6.1 2030年までに、すべての人々の、安全かつ安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。</li> </ul>	6.1.1 安全に管理された飲料水サービスを利用する人口の割合
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性および女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。</li> </ul>	6.2.1 石けんや水のある手洗い場等の安全に管理された公衆衛生サービスを利用する人口の割合
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減および再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。</li> </ul>	6.3.1 安全に処理された廃水の割合 6.3.2 良好な水質をもつ水域の割合
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 6.4 2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取および供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。</li> </ul>	6.4.1 水の利用効率の経時変化 6.4.2 水ストレスレベル：淡水資源量に占める淡水採取量の割合
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。</li> </ul>	6.5.1 統合的水資源管理（WRM）実施の度合い 6.5.2 水資源協力のための運営協定がある越境流域の割合
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。</li> </ul>	6.6.1 水関連生態系範囲の経時変化
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。</li> </ul>	6.a.1 政府調整支出計画の一部である上下水道関連のODA総量
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。</li> </ul>	6.b.1 上下水道管理への地方コミュニティの参加のために制定し、運営されている政策および手続のある地方公共団体の割合

〈出典：UN Doc. A/RES/70/1; UN Doc. A/RES/71/313〉

\*上記日本語訳は、総務省による仮訳 ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000562264.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000562264.pdf)) を参考に鳥谷部が行った。

及された「我々は安全な飲料水および衛生に対する人権に関する我々の約束を再確認する（we reaffirm our commitments regarding the human right to safe drinking water and sanitation）」<sup>20</sup>という一文である。この「再確認し」とは、2015年12月17日の「安全な飲料水および衛生に対する人権」に関する国連総会決議<sup>21</sup>を指し示している<sup>22</sup>。SDGsは法的拘束力のない政策目標にすぎないが、SDG 6.1は、法的地位が短期間のうちに承認されつつある「安全な飲料水に対する人権」を反映したものであると言える<sup>23</sup>。

事実、2015年12月17日の「安全な飲料水および衛生に対する人権」国連総会決議は、SDG 6が「安全な飲料水および衛生に対する人権」に関する重要な部分を含んでいると述べた<sup>24</sup>。また、2016年9月29日および2018年9月27日の「安全な飲料水および衛生に対する人権」国連人権理事会決議は、SDG 6が「安全な飲料水および衛生に対する権利」に関する重要なターゲットを含むと述べた<sup>25</sup>。こうしたことから、SDG 6は「安全な飲料水に対する人権」を反映する目標であり、なかでもSDG 6.1がこの人権と深くかかわっていることが指摘されなければならない<sup>26</sup>。

<sup>20</sup> UN Doc. A/RES/70/1, *supra* note 1, para. 7.

<sup>21</sup> UN Doc. A/RES/70/169 (*The human rights to safe drinking water and sanitation, Resolution adopted by the General Assembly on 17 December 2015*).

<sup>22</sup> UN, *Sustainable Development Goal 6: Synthesis Report 2018 on Water and Sanitation* (UN, 2018), p. 35.

<sup>23</sup> O. McIntyre, “International Water Law and SDG 6: Mutually Reinforcing Paradigms,” in D. French and L. J. Kotzé (eds.), *Sustainable Development Goals: Law, Theory and Implementation* (Edward Elgar Publishing, 2018), p. 179. この点に関し、平野実晴「水に対する人権のグローバルな動向と水道民営化の再規制手法——『国際法と国内法の境界』へのアプローチ」神戸法学年報第32号（2018年）231-232頁も参照。

<sup>24</sup> UN Doc. A/RES/70/169, *supra* note 21, para. 3.

<sup>25</sup> UN Doc. A/HRC/RES/33/10 (*The human rights to safe drinking water and sanitation, Resolution adopted by the Human Rights Council on 29 September 2016*), Preamble; UN Doc. A/HRC/RES/39/8 (*The human rights to safe drinking water and sanitation, Resolution adopted by the Human Rights Council on 27 September 2018*), Preamble.

<sup>26</sup> SDG 6.1が「安全な飲料水に対する人権」を反映しているとの認識を示すものとして、以下参照。F·K. Phillips, C. A. Miles, A. Khalfan and M. L. Reynal, “SDG 6 on Ensuring Water and Sanitation for All: Contributions of International Law, Policy and Governance,” (2016), pp. 1-2, available at [https://www.researchgate.net/publication/333610531\\_SDG\\_6\\_on\\_Ensuring\\_Water\\_and\\_Sanitation\\_for\\_All\\_Contributions\\_of\\_International\\_Law\\_Policy\\_and\\_Governance](https://www.researchgate.net/publication/333610531_SDG_6_on_Ensuring_Water_and_Sanitation_for_All_Contributions_of_International_Law_Policy_and_Governance) (as of 14 September 2019); O. Spijkers, “Sustainable Development of Freshwater Resources: Linking International Water Law and the Sustainable Development Goals,” *GAIA-Ecological Perspectives for Science and Society*, Vol. 28, No. 2 (2019), p. 137; UN-Water, *SDG 6 Public*



もっとも、安全な飲料水へのアクセスが国際人権法上の人権であると主張されるようになったのはごく最近のことであり、それが人権として確立しているか否かについて議論がある。その主要な争点は、「安全な飲料水に対する人権」は既存の人権から分離され独立した人権であるのか、あるいはそうではないのか<sup>27</sup>、また、かかる人権はいかなる状況および条件の下で成立し得るか、という点である。それゆえ本稿は、まずSDG 6.1に内在する「安全な飲料水に対する人権」の国際人権法上の基盤および性質・位置を明らかにする必要があると考える。

他方、SDG 6は、国際人権法のみならず、国際水路の非航行的利用の法秩序（以下本稿では、これを「国際水路法」と言い換える場合がある）とも密接な関連性を有する<sup>28</sup>。それを表しているのは、1997年に採択され2014年に発効した国際水路の法典化条約である「国際水路の非航行的利用の法に関する条約」<sup>29</sup>（以下、「国連水路条約」と略記）の第10条2項である。同条同項は、「国際水路の複数の利用の間で抵触が生じる場合には、人間の死活的ニーズの充足に特別な考慮を払いつつ、第5条〔衡平利用原則〕から第7条〔重大損害防止原則（重大な害を生じさせない義務）〕に照らして解決される。」<sup>30</sup>（下線および括弧・筆者追加）と規定する。ここに規定された「人間の死活的ニーズ（vital human needs: VHN）」の意味として、国連国際法委員会（International Law Commission: ILC）が国連水路条約の起草作業で1994年に採択した第二読条文草案の注釈を参照すれば、「飲料水、および飢餓を防止すべく食糧を生産するために必要な水の双方を内容とする、人の生命を維持するために十分な水を供給する

---

*Dialogue Report* (31 January 2019), p. 12, available at <https://www.unwater.org/publications/sdg-6-public-dialogue-report/> (as of 13 September 2019).

<sup>27</sup> UN Doc. A/HRC/6/3 (*Human Rights Council, Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the scope and content of the relevant human rights obligations related to equitable access to safe drinking water and sanitation under international human rights instruments*) (2007), para. 46.

<sup>28</sup> 国連水路条約の採択直前に開催された国連総会第6委員会作業部会では、同条約第10条2項の討議において、オランダ、インド、ロシア、南アフリカを中心に多くの政府代表団から、飲料水へのアクセスの議論が提起された。UN Doc. A/C.6/51/SR.57 (*UN General Assembly, Sixth Committee, Summary Record of the 57th Meeting, held on Wednesday, 2 April 1997, at 10 a.m., New York*), para. 13.

<sup>29</sup> Convention on the Law of the Non-navigational Uses of International Watercourses (adopted by the General Assembly of the United Nations on 21 May 1997, entered into force on 17 August 2014), UN Doc. A/RES/51/229.

<sup>30</sup> *Ibid.*, Article 10(2).

こと」<sup>31</sup>(下線・筆者追加)をいう<sup>32</sup>。

以上の注釈の記述に照らせば、国連水路条約第10条のVHNは、「安全な飲料水に対する人権」を反映するSDG 6.1と、何らかのかたちで関連している様子が窺える<sup>33</sup>。もう少し踏み込んで言えば、その関連性とは、国家がそ

<sup>31</sup> UN Doc. A/49/10 (*Report of the International Law Commission on the work of its forty-sixth session, 2 May -22 July 1994, Official Records of the General Assembly, Forty-ninth session, Supplement No. 10, Draft articles on the law of the non-navigational uses of international watercourses and commentaries thereto and resolution on transboundary confined groundwater*), commentary to Article 10, para. (4), p. 110. これと同一の文言は、2008年にILCによって採択された「越境帯水層に関する条文草案」第5条（衡平かつ合理的な利用に関連する要素）の注釈にも記されている。Draft articles on the Law of Transboundary Aquifers, with commentaries, in International Law Commission, Report on the work of its sixtieth session (2008), commentary to Article 5, para. (5), p. 30. また、前記越境帯水層条文草案は、緊急事態条項である第17条において、その3項で、「緊急事態によって人間の死活的ニーズ（VHN）が脅かされる場合に、帯水層国は、第4条〔衡平利用原則〕および第6条〔重大損害防止原則（重大な害を生じさせない義務）〕の規定にかかわらず、人間の死活的ニーズを充足するために敵に必要な措置をとることができる。」（括弧・筆者追加）と規定し、さらに同条注釈で、自然災害等の緊急事態発生時に考慮されるべきVHNの内容として、「帯水層国は、直ちに飲料水についてその人々の要求を充足しなければならない」（下線・筆者追加）と付記したことから（*ibid.*, commentary to Article 17, para. (8), p. 42）、VHNと、飲料水にアクセスする人々の要求（すなわち「安全な飲料水に対する人権」）とを等しいもの（あるいは少なくとも相対立しないもの）として認識する様子が窺える。

<sup>32</sup> これ以外にも、国際水路との関連で、「安全な飲料水に対する人権」を明示的または黙示的に規定する法的拘束力ある文書として、以下参照。国連欧州経済委員会（UNECE）が1999年に採択した「水と健康に関する議定書」は、第4条1項で、「締約国は、……水関連の疾病を防止し、寄生および削減するためのすべての適切な措置をとる。」と規定し、同条2項で、「締約国は、特に、次のことを確保するためにすべての適切な措置をとる。(a) その数または濃度のゆえに人間の健康に潜在的な危機となる微生物、寄生生物および物質を含まない健全な飲料水の適切な供給……」と規定した。Protocol on Water and Health to the 1992 Convention on the Protection and Use of Transboundary Watercourses and International Lakes (adopted on 17 June 1999, entered into force on 4 August 2005), UN Doc. MP.WAT/2000/1, Article 4. さらに同議定書は、第6条1項で、「この議定書の目的を達成するために、締約国は次の目標を追求する。水資源の持続可能な利用、人間の健康を害さない周辺環境の水質、および水生生態系の保護を目的とする統合された水管理システムの枠組における (a) すべての者のための飲料水へのアクセス、(b)……」と規定した。*Ibid.*, Articles 6(1). また、地域的条約の例として、2002年のセネガル川水憲章は、第4条で「健全な水に対する基本的人権（du droit fondamental de l'Homme à une eau salubre）」を規定した。Charte des eaux du fleuve Sénégal, Mai 2002, Article 4, available at <http://www2.ecolex.org/server2neu.php/libcat/docs/TRE/Full/En/TRE-153511.pdf> (as of 18 August 2019).

<sup>33</sup> McIntyre, 2018, *supra* note 23, pp. 182-185. また、「安全な飲料水に対する人権」とVHNの関連性を認識するものとして、例えば、以下参照。O. W. Bussey, “In Good Times and In Bad: An International Water Law Analysis of Minute 323,” *Georgetown Environmental Law Review*, Vol. 31, No. 1 (2018), p. 176.

の領域および管轄下の個人の「安全な飲料水に対する人権」のみならず、他国の個人の「安全な飲料水に対する人権」も侵害しない義務（域外的義務）を負うと仮定した場合、当該義務が保護しようとする法益（他国の個人が有する「安全な飲料水に対する人権」）と、国際水路法が衡平利用原則の下で保護しようとする法益が重複する可能性である。当該域外的義務を、SDG 6.5の「国境を越えた適切な協力」という言葉に読み込むことができるとすれば、こうした法益の関連性（重複可能性）は、「SDG6と国際法」の問題、とりわけ「SDG 6.1および6.5と、国際水路法」の問題として把握できる。

### 1-3 本稿の目的および検討の順序

筆者はこれまで、国際法のなかでもとりわけ国際水路法を研究領域としてきた。それゆえ本稿でも、国際水路法の観点からSDG 6.1にアプローチするという方法をとる。以上述べてきたことを踏まえ、本稿における筆者の問題意識がどこにあるかと言えば、SDG 6.1に内在する「安全な飲料水に対する人権」が、域外的義務（SDG 6.5の「国境を越えた適切な協力」という文言）を通して、国際水路法（とりわけ衡平利用原則の考慮要素であるVHN）と接点をもち得るのではないかという点にある。こうした問題意識に照らし、本稿は、「安全な飲料水に対する人権」が、域外的義務を通して、国際水路法にいかなる影響を及ぼし得るかを明らかにすることを目的とする。このことは同時に、SDGsの達成年である2030年までに、SDG 6を達成するために、国際水路の非航行的利用の法秩序はいかなる変容を迫られるかを浮かび上がらせる作業でもある。

上述の検討課題の解明に努めるべく、本稿は、次のような順序で考察を進めることとする。まず、国際人権法における「安全な飲料水に対する人権」の法的基盤および性格・位置を明らかにする。具体的には、第1に、「安全な飲料水に対する人権」は、いかなる文書に根拠をもつのかを、人権条約および国連の諸活動を通して確認し（下記2を参照）、第2に、「安全な飲料水に対する人権」が国際人権法上の権利として成立しているとすれば、それはどのような状態か、つまり、それ自体独立した人権か、あるいは既存の人権から派生する人権か（下記3-1を参照）、また、「安全な飲料水に対する人権」はいかなる条件の下で人権として成立していると認められるか（下記3-2、3-3を参照）、について考察を加える。その結果本稿は、「安全な飲料水に対する人権」が、一定の条件の下で成立する土壌を備えていることを指摘する。次

いで、以上の考察を踏まえ、「安全な飲料水に対する人権」が国際水路法と  
いかに関連づけられるかの検討に移る。具体的には、第1に、社会権規約委  
員会の実践および先行研究に依拠しつつ、国家は、「安全な飲料水に対する  
人権」について域外的義務を負う可能性を指摘し（下記41を参照）、第2に、  
そうした域外的義務が法規範として将来発達していけば、当該域外的義務と、  
国際水路衡平利用原則の考慮要素たる VHN が有機的・機能的に連関し得る  
ことを明らかにする（下記42を参照）。最後に、以上の検討を経て、SDG 6 の  
達成に向けて、国際水路法はどのような対応を求められることになるのかを  
浮き彫りにし、本稿の検討を終えることとする（下記5を参照）。

## 2. 「安全な飲料水に対する人権」の法的基盤

### 2-1 人権条約

#### 2-1-1 普遍的人権条約

##### 2-1-1-1 国際人権規約

社会権規約（1966年）<sup>34</sup>は、第11条1項で、「この規約の締約国は、自己お  
よびその家族のための相当な食糧、衣類および住居を内容とする相当な生活  
水準についてのならびに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利  
を認める。」と規定した。同条同項には、安全な飲料水への言及はみられな  
いが、「内容とする」との文言が用いられていることに着目し、この権利が  
食糧、衣類および住居のみを射程とする網羅的なリストを示したものではな  
く、飲料水の確保が生活条件のなかに埋め込まれているとする解釈がなされ  
ている<sup>35</sup>。また、当該条項に飲料水が明文化されなかったのは、社会権規約  
の起草時には、今日のように、水不足や水資源を巡る競争が表面化していな  
かったからにすぎず、安全な飲料水へのアクセスは相当な生活水準の実現の  
前提条件であって、「安全な飲料水に対する人権」なしに相当な生活水準に

<sup>34</sup> International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights (adopted on 16 December 1966, entered into force on 3 January 1976), *UNTS*, Vol. 993, p. 3.

<sup>35</sup> UN Doc. E/C.12/2002/11 (*General Comment No. 15 (2002): The right to water (arts. 11 and 12 of the International Covenant)*, Adopted at the Twenty-ninth Session of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights, on 20 January 2003), para. 3. 一般的意見は、締約国を法的に拘束するものではないが、そこに示される条文解釈は、社会権規約の国際的実施措置の運用を委ねられた社会権規約委員会がその任務の遂行に伴って示した法解釈として、締約国にとって相応の権威をもつ。申恵丰『国際人権法——国際基準のダイナミズムと国内法との協調 [第2版]』（信山社、2016年）36-37頁、567頁。

対する権利を認めることは、第11条1項の趣旨および目的に照らして論理的妥当性を欠く<sup>36</sup>。百歩譲ってこうした理解に依らずとも、明文の「食糧」や「住居」に飲料水へのアクセスの確保が読み込まれる<sup>37</sup>。

安全な飲料水の確保は、健康に対する権利の実現にとって不可欠の要素となる。健康に対する権利を明文化した最も著名な文書は、「この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利を有することを認める」と規定した社会権規約第12条1項である。社会権規約委員会は、ここにいう「健康」とは、保健サービスに限らず、安全な飲料水へのアクセスのように、より基本的な要素を含むものと解する<sup>38</sup>。

### 2-1-1-2 個別的人権条約

以下では、「安全な飲料水に対する人権」を含む水に対する人権を定めている個別的人権条約として、女子差別撤廃条約、児童の権利条約及び障害者権利条約をみておこう。

まず、女性差別撤廃条約(1979年)は、農村女子に対して特に確保しなければならない権利の1つとして、「適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力および水の供給、運輸ならびに通信に関する条件)を享受する権利」<sup>39</sup>として、水の供給を明文で規定した。

<sup>36</sup> T. Kiefer and C. Brölmann, “Beyond State Sovereignty: The Human Right to Water,” *Non-State Actors and International Law*, Vol. 5, No. 3 (2005), p. 195.

<sup>37</sup> 「食糧」のなかに飲料水を読み込む解釈を示すものとして、例えば、以下参照。UN Doc. E/CN.4/2001/53 (*UN Commission on Human Rights, Report by the Special Rapporteur on the right to food, Mr. Jean Ziegler, submitted in accordance with Commission on Human Rights resolution 2000/10*), para. 32. また、「住居」に飲料水を読み込む解釈を示すものとして、例えば、以下参照。General Comment No. 4: *The right to adequate housing (art. 11 (1) of the Covenant)*, (13 December 1991), para. 8(b); UN Doc. E/CN.4/2003/5/Add.1 (*UN Commission on Human Rights, Report of the Special Rapporteur on adequate housing as a component of the right to an adequate standard of living, Mr. Miloon Kothari*), para. 65.

<sup>38</sup> UN Doc. E/C.12/2000/4 (*General Comment No. 14 (2000): The right to the highest attainable standard of health (article 12 of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)*), paras. 4, 11. See also, Kiefer and Brölmann, 2005, *supra* note 36 p. 196. 健康に対する権利の内容の詳細は、以下参照。B. Toebes, *The Right to Health as a Human Right in International Law* (Intersentia, 1999), pp. 243-289; 棟居(椎野)徳子『健康権(the right to health)』の国際社会における現代的意義——国際人権規約委員会の『一般的意見第14』を参照に——社会環境研究(金沢大学)第10号(2005年)61-75頁。

<sup>39</sup> Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (adopted on 18 December 1979, entered into force on 3 September 1981), *UNTS*, Vol. 1249, p. 13, Article 14(2)(h).

次に、児童の権利条約（1989年）は、第24条2項(c)で、締約国が子どもに到達可能な最高水準の健康を享受することならびに病気の治療および健康の回復のための便宜を与えられることについての権利の完全な実現を追求する際に、「十分に栄養のある食物および清潔な飲料水の供給を通じて、疾病および栄養不良と闘うこと」<sup>40</sup>として、安全な飲料水の供給を明文で規定した。また、児童の権利委員会は、同条約第27条1項に規定する「相当な生活水準についてのすべての児童の権利」には、「清浄な飲料水へのアクセス」が含まれると解する<sup>41</sup>。

さらに、障害者権利条約（2006年）は、第28条2項(a)で、「締約国は、社会的な保障についての障害者の権利および障害を理由とする差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、および促進するための適当な措置をとる。」とし、かかる措置の1つとして、「障害者が清浄な水のサービスを利用する均等な機会」<sup>42</sup>を有することを規定した。

## 2-1-2 地域的人権条約

「児童の権利および福祉に関するアフリカ憲章」(1990年)は、第14条1項で、「すべての児童は、身体的、知的および精神的健康の最良の達成可能な状態を享受する権利を有する。」<sup>43</sup>とし、同条2項(c)で、「十分な栄養と安全な飲料水の提供を確保すること。」<sup>44</sup>を規定した。「アフリカにおける女性の権利に関する人および人民の権利に関するアフリカ憲章に対する議定書」(2003年)は、第15条で、「締約国は、女性が栄養のある、かつ、十分な食物を得る権利を有することを確保する。このため、締約国は次のための適当な措置をとる。(a) 清浄な飲料水……」<sup>45</sup>と規定した。「アフリカの国内避難民の保護

<sup>40</sup> Convention on the Rights of the Child (adopted on 20 November 1989, entered into force on 2 September 1990), *UNTS*, Vol. 1577, p. 3, Article 24(2)(c).

<sup>41</sup> *E.g.*, UN Doc. CRC/C/ETH/CO/3 (Committee on the Rights of the Child, *Concluding observations: Ethiopia*) (2006), para. 61.

<sup>42</sup> Convention on the Rights of Persons with Disabilities (adopted on 13 December 2006, entered into force on 3 May 2008), *ILM*, Vol. 46 (2007), p. 443. Article 28(2)(a).

<sup>43</sup> African Charter on the Rights and Welfare of the Child (adopted on 1 July, entered into force on 29 November 1999), Article 14(1), available at <https://au.int/en/treaties/african-charter-rights-and-welfare-child> (as of 9 September 2019).

<sup>44</sup> *Ibid.*, Article 14(2)(c).

<sup>45</sup> Protocol to the African Charter on Human and People's Rights on the Rights of

と支援条約」(2009年)は、第7条5項(c)で、水に関し「満足した条件の下で生活する権利」<sup>46</sup>を規定した。

米国、カナダ、中南米諸国を中心とする、1988年の「経済的、社会的および文化的権利の分野における米州人権条約に対する追加議定書」(サン・サルバドル議定書)第11条1項の「すべての者は、健康的な環境に住む権利および基礎的な公のサービスを楽しむ権利を有する。」<sup>47</sup>との規定にも、「安全な飲料水に対する人権」を読み込むことができる。また、米州機構(OAS)第43回総会は、2013年6月、「人種主義、人種差別および関連する不寛容に対する米州条約」と「あらゆる形態の差別および不寛容に対する米州条約」を採択し<sup>48</sup>、「水にアクセスし持続的に水を使用するすべての者の権利」<sup>49</sup>を認めた。また、2004年に改正されたアラブ人権憲章は、「到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利」<sup>50</sup>の実現のために締約国によってとられるべき措置として、第39条2項(e)で、「すべての者への基本的な栄養および安全な飲料水の提供」<sup>51</sup>を規定した。

---

Women in Africa (adopted on 11 July 2003, entered into force on 25 November 2005), OAU Doc. CAB/LEG/66.6, Article 15.

<sup>46</sup> African Union Convention for the Protection and Assistance of Internally Displaced Persons in Africa (Kampala Convention) (adopted on 23 October 2009, entered into force on 6 December 2012), Article 7(5)(c), available at <https://au.int/en/treaties/african-union-convention-protection-and-assistance-internally-displaced-persons-africa> (as of 9 September 2019).

<sup>47</sup> Additional Protocol in the Area of Economic, Social and Cultural Rights, 'Protocol of San Salvador', *OAS Treaty Series*, No. 69 (adopted on 18 December 1988, entered into force on 16 November 1999), Article 11(1).

<sup>48</sup> Inter-American Convention Against Racism, Racial Discrimination and Related Forms of Intolerance (A-68), available at [http://www.oas.org/en/sla/dil/inter\\_american\\_treaties\\_A-68\\_racism.asp](http://www.oas.org/en/sla/dil/inter_american_treaties_A-68_racism.asp) (as of 18 August 2019); Inter-American Convention Against Racism, Racial Discrimination and Related Forms of Intolerance (A-69), available at [http://www.oas.org/en/sla/dil/inter\\_american\\_treaties\\_A-69\\_discrimination\\_intolerance.asp](http://www.oas.org/en/sla/dil/inter_american_treaties_A-69_discrimination_intolerance.asp) (as of 18 August 2019).

<sup>49</sup> *Ibid.*, Article 4(xiv).

<sup>50</sup> Arab Charter on Human Rights (adopted on 22 May 2004, entered into force on 15 March 2008), Article 39(1), available at <http://hrlibrary.umn.edu/instreet/loas2005.html> (as of 27 August 2019).

<sup>51</sup> *Ibid.*, Article 39(2)(e).

## 2-2 国連の諸活動

### 2-2-1 萌芽期——「安全な飲料水に対する人権」の議論の始まり

1948年の世界人権宣言は、第25条1項で、「すべての者は、自己およびその家族の健康および福祉のための相当な生活水準(食糧、衣類、住居および医療ならびに必要な社会的役務を内容とする。)についての権利……を有する」<sup>52</sup>(下線・筆者追加)と規定した。この規定は、社会権規約委員会が一般的意見15として採択した「水に対する権利」(2002年)について、同権の根拠として援用した社会権規約第11条1項の規定と類似する。世界人権宣言は、条約ではなく、法的拘束力ある文書として作成されたわけではないが、これまで国連の人権活動においてすべての加盟国が遵守すべき基準として日常的に用いられてきた。したがって今日では、第25条を含む、同宣言の大部分の規定が慣習国際法として成熟しているとの見方が一般的である<sup>53</sup>。同宣言は、飲料水へのアクセスの確保を明文で規定しなかったが、安全な飲料水の継続的な供給がなければ、第25条に規定される相当な生活水準を維持することは不可能である<sup>54</sup>。ゆえに、相当な生活水準に対する権利のなかに「安全な飲料水に対する人権」を読み込むことができると考えるのが適切である。

飲料水へのアクセスに関する権利が国際社会で最初に明記されたのは、水に関する世界初の政府間国際会議として1977年にアルゼンチンで開催された「水および開発ならびに管理に関するマル・デル・プラタ国連水会議」の成果文書「マル・デル・プラタ宣言(行動計画)」<sup>55</sup>であった。同宣言は、「すべての人々は、発展の段階ならびに社会的および経済的状况にかかわらず、基本的ニーズに相当する量と質の飲料水にアクセスする権利を有する」<sup>56</sup>と定めた。

国連総会は、1981年～1990年までを「国際飲料水供給と衛生の10年」とすることを決定し<sup>57</sup>、1984年、国連総会決議に基づいて設立された「環境と開

<sup>52</sup> UN Doc. A/RES/217(III) (Universal Declaration of Human Rights, 10 December 1948), p. 71, Article 25(1).

<sup>53</sup> E.g., S. C. McCaffrey, "A Human Right to Water: Domestic and International Implications," *Georgetown International Environmental Law Review*, Vol. 5, No. 1 (1992), p. 8; 申『前掲書』(注35)27頁。

<sup>54</sup> P. H. Gleick, "The Human Right to Water," *Water Policy*, Vol. 1 (1998), p. 491.

<sup>55</sup> UN Doc. E/CONF.70/29 (*Report on the United Nations Water Conference, Mar del Plata, 14-25 March 1977*).

<sup>56</sup> *Ibid.*, p. 66, II(a).

<sup>57</sup> UN Doc. A/RES/35/18 (10 November 1980).



発に関する世界委員会」(委員長:ブルントラント・ノルウェー首相(当時))は、2000年以降の「持続可能な開発」を達成するための戦略を策定すべく、1987年「我ら共通の未来(our common future)」と題する報告書を国連総会に提出した。本報告書では、将来世代がそのニーズを満たす能力を損なうことなく、現在世代のニーズを満たすような開発を意味する「持続可能な開発(sustainable development)」概念が初めて提唱され、その実現の支柱の1つを成す目標として、「雇用、食糧、エネルギー、水、衛生といった基本的ニーズの充足」<sup>58</sup>(下線・筆者追加)が掲げられた。また、かかる基本的ニーズの充足が意味する水とは、「水供給(water supply)」であることが記された<sup>59</sup>。

## 2-2-2 過渡期——「安全な飲料水に対する人権」の国連総会決議以前

1992年、ブラジルで開催された「国連開発環境会議」(リオ・サミット)の成果文書であるアジェンダ21では第18章に、「淡水資源の質と供給の保護:水資源の開発、管理および利用への統合的アプローチの適用」が設けられ、「すべての人々は、発展の段階およびその社会的・経済的諸条件にかかわらず、その基本的要求に等しい量と質の飲料水にアクセスする権利を有する。」<sup>60</sup>と記した。次いで1994年、エジプトで開催された国際人口会議(ICPD)の成果文書たる行動計画は、「すべての者は、自己およびその家族のための、十分な食糧、衣服、住居、水および衛生を内容とする相当な生活水準に対する権利を有する。」<sup>61</sup>(下線・筆者追加)と記し、社会権規約第11条1項では明文化されなかった「水」を明記した。

こうした流れのなかで、国際社会において、水に対する人権の権利性が広く承認されていくかと思われたが、停滞期が到来する。1996年にトルコで開催された第2回国連人間居住会議(ハビタットII)の成果文書である「人間居住に関するイスタンブール宣言」(人間居住宣言)は、「我々はまた、とりわけ

<sup>58</sup> UN Doc. A/42/427 (*World Commission on Environmental and Development, Our Common Future*), para. 28.

<sup>59</sup> *Ibid.*, para. 47.

<sup>60</sup> United Nations Conference on Environment & Development Rio de Janeiro, Brazil, 3 to 14 June 1992, AGENDA 21, Chap. 8, para. 18.47, available at <https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/Agenda21.pdf> (as of 23 August 2019).

<sup>61</sup> UN Doc. A/CONF.171/13 (*Report of the International Conference on Population and Development, Cairo, 5-13 September 1994*), Principle 2, available at <https://www.un.org/popin/icpd/conference/offeng/poa.html> (as of 10 August 2019).

十分な量の安全な飲料水を供給し廃棄物を効果的に管理することを通じて、健全な生活環境を促進する。」<sup>62</sup>と述べて弱い表現にとどまった。また、国連総会は、1999年、開発に対する権利について、「食糧および清浄な水に対する権利は基本的な人権である」<sup>63</sup>と宣言したが、その促進は、国内政府および国際社会双方の道德的要請にとどまった<sup>64</sup>。

しかし、2000年代に入り、「持続可能な発展」概念の発達に伴い、水に対する人権の重要性が国際社会によって再評価されるようになる。2000年の国連ミレニアム宣言は、「IV. 共有の環境の保護」において、「それゆえ我々は、我々のすべての環境関連の行動において、保全と管理の新しい倫理を採用することを決意し、その第一歩として、……地域、国家、地方レベルで、衡平なアクセスおよび適正な供給の双方を促進する水管理戦略を策定することにより、持続不可能な水資源の利用を停止することを決意する。」<sup>65</sup>と述べたのがその好例である。

また2002年、南アフリカで開催された「持続可能な発展に関する世界サミット」の成果文書「持続可能な発展に関するヨハネスブルグ宣言」は、持続可能な発展に対する我々の約束として、「我々は、ヨハネスブルグ・サミットが人間の尊厳の不可分性に焦点を当てたことを歓迎し、達成目標、期限つきの実施計画およびパートナーシップを通じて、清浄な水、衛生、適切な住居、エネルギー、健康管理、食糧の安全保障および生物多様性の保護といった基本的要求へのアクセスをすみやかに増大させることを決意する。」<sup>66</sup>（下線・筆者追加）と宣言し水アクセスの重要性を繰り返し強調した。

他方、国連人権促進小委員会では、「飲料水の供給および衛生サービスへのアクセス権の実現促進のためのガイドライン」の作成に際して特別報告者に任命されたエル・ハジ・ギセ (El Hadji Guissé) が2004年に提出した「経済的、社会的および文化的権利の享受と飲料水供給および衛生についての権利の関

<sup>62</sup> UN Doc. A/CONF.165/14 (7 August 1996), para. 10.

<sup>63</sup> UN Doc. A/RES/54/175 (*Resolution Adopted by the General Assembly, The right to development, on 17 December 1999*), para. 12(a).

<sup>64</sup> *Ibid.*

<sup>65</sup> UN Doc. A/RES/55/2 (*General Assembly, fifty-fifth session, Resolution Adopted by the General Assembly, United Nations Millennium Declarations*) (on 8 September 2000), para. 23.

<sup>66</sup> UN Doc. A/CONF.199/20 (*Report of the World Summit on Sustainable Development, Johannesburg, South Africa, 26 August - 4 September 2002*), para. 18, available at <https://undocs.org/pdf?symbol=en/A/CONF.199/20> (as of 10 August 2019).

係」に関する最終報告書において、「飲料水および衛生に対する権利は国際的に承認された人権の一部であり、他のいくつかの人権を実施するための基本条件となり得る。」<sup>67</sup>と述べ、ギゼは、2005年、同委員会において、「飲料水に対する権利」実現のための指針案を作成し、「すべての者は、個人および家庭での使用にあたり、十分な量の清浄な水に対する権利を有する。」<sup>68</sup>として安全な飲料水へのアクセスを人権と評価したことが特筆に値する。

### 2-2-3 創成期——国連諸決議による「安全な飲料水に対する人権」の承認

国連総会は、2010年7月28日、「水および衛生に対する人権」を決議し、「生命およびすべての人権の完全な享受のために不可欠な人権として安全かつ清浄な飲料水と衛生に対する権利を承認する。」<sup>69</sup>と述べて、国連総会として初めて「安全な飲料水に対する人権」を正面から認めた。ただし、本決議には122カ国が賛成票を投じ反対票はなかったが、41カ国が棄権したことを見過ごすわけにはいかない<sup>70</sup>。

では、諸国の棄権の意図はどこにあるのだろうか。アメリカおよびイギリスは、水に対する権利が現在の国際法を反映しておらず、国際法上の権利として存在していないとの立場を表明した<sup>71</sup>。オーストラリアは、水へのアクセスが人権の実現にとって不可欠であるとの認識を示しつつも、水に対する権利の地位および性質が明確ではないことに懸念を示した<sup>72</sup>。カナダは、既存の人権の構成要素としての安全な飲料水へのアクセスに関する人権の重要性を認めつつも、「安全な飲料水に対する人権」が明確に法典化されていないこと、また当時、当該人権の範囲および内容に国際的な一致がみられない

<sup>67</sup> UN Doc. E/CN.4/Sub.2/2004/20 (*Commission on Human Rights, Relationship between the enjoyment of economic, social and cultural rights and the promotion of the realization of the right to drinking water supply and sanitation, Final report of the Special Rapporteur, El Hadji Guissé*) (2004), para. 23.

<sup>68</sup> UN Doc. E/CN.4/Sub.2/2005/25 (*Commission on Human Rights, Realization of the right to drinking water and sanitation Report of the Special Rapporteur, El Hadji Guissé*) (2005), para. 1.1.

<sup>69</sup> UN Doc. A/RES/64/292 (*The human right to water and sanitation, Resolution adopted by the General Assembly on 28 July 2010*).

<sup>70</sup> UN Doc. A/64/PV.108 (*General Assembly, sixty-fourth session, 108th plenary meeting, Wednesday, 28 July 2010, 10 a.m., New York*), p. 9.

<sup>71</sup> *Ibid.*, pp. 8, 12.

<sup>72</sup> *Ibid.*, p. 11.

ことから棄権したのである<sup>73</sup>。

もっとも、上記オーストラリアやカナダに加え、日本、エチオピア、ニュージーランドなど棄権に回った国の多くは、飲料水へのアクセスの必要性を認めないわけではなく、むしろ、安全な飲料水へのアクセスを人権として認めることに好意的であったことに留意しなければならない<sup>74</sup>。棄権の理由はさまざまであるが、日本のように、水問題という重要度の高い事項を、コンセンサス(無投票)ではなく、投票で決議することに疑義を唱える国が少なくなかった<sup>75</sup>。ゆえに、41カ国すべての棄権を、「安全な飲料水に対する人権」の成立を否定する意図として捉えることは適切ではない。

その後、国連総会は、2013年と2015年に、「安全な飲料水および衛生に対する人権」と題する決議を無投票(コンセンサス)で採択した<sup>76</sup>。2018年の国連総会決議では投票による採択となったが、賛成183、反対1(キルギスタン)、棄権2(南アフリカ、トルコ)と賛成票が大多数を占めた<sup>77</sup>。決議は加盟国を法的に拘束せず、勧告的効力しかもたないが、国際社会の総意を反映しているという点において、決議の価値は過小評価されるべきではない。

2010年9月30日、国連人権理事会は、「安全な飲料水および衛生に対する人権とアクセス」と題する決議で、「安全な飲料水および衛生に対する人権は、相当な生活水準に対する権利に由来し、また到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利ならびに生命に対する権利および人間の尊厳と密接に関連していること」<sup>78</sup>を確認した(無投票採択)。以後、人権理事会決議では、「安全な飲料水および衛生に対する人権」と題する決議を無投票で採択している<sup>79</sup>。このように、人権理事会でも無投票採択がなされていること

<sup>73</sup> *Ibid.*, p. 17.

<sup>74</sup> *Ibid.*, pp. 11-12, 14, 17.

<sup>75</sup> *Ibid.*, p. 14.

<sup>76</sup> UN Doc. A/RES/68/157 (*The human right to safe drinking water and sanitation, Resolution adopted by the General Assembly on 18 December 2013*); UN Doc. A/RES/70/169, *supra* note 21.

<sup>77</sup> UN Doc. A/72/PV.73 (*General Assembly, seventy-second session, 73rd plenary meeting, Tuesday, 19 December 2017, 10 a.m., New York*), p. 20.

<sup>78</sup> UN Doc. A/HRC/RES/15/9 (*Human Rights and access to safe drinking water and sanitation, Resolution adopted by the Human Rights Council*) (on 30 September 2010), para. 3.

<sup>79</sup> UN Doc. A/HRC/RES/16/2 (*The human right to safe drinking water and sanitation, Resolution adopted by the Human Rights Council*) (on 24 March 2011); UN Doc. A/HRC/RES/18/1 (*The human right to safe drinking water and sanitation, Resolution adopted by the Human Rights Council*) (on 28 September 2011); UN Doc. A/HRC/RES/21/2 (*The human right*

は、安全な飲料水へのアクセスが人権としての重みをもち得ることの有力な証拠となる。

### 3. 「安全な飲料水に対する人権」の性格および位置

#### 3-1 「相当な生活水準に対する権利」の構成要素としての「安全な飲料水に対する人権」

「安全な飲料水に対する人権」は、およそ社会権の基礎を成すものであることには疑いを容れない<sup>80</sup>。にもかかわらず、「安全な飲料水に対する人権」を、既存の人権から切り離して独立した人権として認める法的拘束力ある人権条約は今のところ存在しない。「安全な飲料水に対する人権」は、現時点では、独立した人権ではなく、国連総会決議が示すように、「相当な生活水準に対する権利」から派生し、「到達可能な最高水準の身体および健康を享受する権利」（健康に対する権利）および「生命に対する権利」と分かち難く関連している性質の権利と解さざるを得ない<sup>81</sup>。要するに、「安全な飲料水に対する人権」は、現在のところ、「相当な生活水準に対する権利」の構成要素として性格づけられる権利なのである<sup>82</sup>。

---

*to safe drinking water and sanitation, Resolution adopted by the Human Rights Council*) (on 27 September 2012); UN Doc. A/HRC/RES/24/18 (*The human right to safe drinking water and sanitation, Resolution adopted by the Human Rights Council*) (on 27 September 2013); UN Doc. A/HRC/RES/27/7 (*The human right to safe drinking water and sanitation, Resolution adopted by the Human Rights Council*) (on 25 September 2014). もっとも、これ以降の2つの国連人権理事会決議は投票により採択された。つまり、2016年の決議は、賛成42、反対1（キルギスタン）、棄権4（エルサルバドル、ケニア、ナイジェリア、ロシア）で採択され（UN Doc. A/HRC/RES/33/10, *supra* note 25）、2018年の決議は、賛成44、反対1（キルギスタン）、棄権2（アフガニスタン、エチオピア）で採択されている（UN Doc. A/HRC/RES/39/8, *supra* note 25）。

<sup>80</sup> 奥脇直也「協力義務の遵守について——『協力の国際法』の新たな展開——」江藤淳一編『国際法学の諸相——到達点と展望——（村瀬信也先生古稀記念）』（信山社、2015年）42頁。

<sup>81</sup> UN Doc. A/RES/70/169, *supra* note 21, Preamble and para. 1. *See also*, UN Doc. A/64/PV.108, *supra* note 70, pp. 6-7.

<sup>82</sup> UN Doc. A/RES/70/169, *supra* note 21, para. 1; UN Doc. A/HRC/RES/33/10, *supra* note 25, para. 1.

### 3-2 「安全な飲料水に対する人権」の成立場面——生命維持レベルにおける 尊重・保護・充足義務

#### 3-2-1 水平的関係——尊重義務・保護義務・充足義務

人権保障に関する国家の義務は、1980年代以降、理論と実践において、尊重・保護・充足の3種類に分類され<sup>83</sup>、定着が図られてきた。社会権の分野において、この分類を採用したのは、国連人権委員会の特別報告者アスビョルン・エイデ (Asbjørn Eide) が1987年に提出した食糧に対する権利報告書であった<sup>84</sup>。食糧に対する権利に関し、上記分類が妥当することは、一般的意見 12 (1999年)でも明確にされた<sup>85</sup>。また、住居に対する権利についても、上記3分類が妥当する<sup>86</sup>。「安全な飲料水に対する人権」を構成要素とする「相当な生活水準に対する権利」についても、国家は、尊重・保護・充足という3つのタイプの義務を負うことになる。こうした3つの義務が、「安全な飲料水に対する人権」についても妥当し得ることは、社会権規約委員会による一般的意見 15 や、2007年の安全な飲料水および衛生への衡平なアクセスに関する国連人権高等弁務官年次報告<sup>87</sup>で明確にされている。以下では、一般的意見 15 を参照しつつ、各義務がいかなる内容をもつかをみていくこととする。

#### 3-2-1-1 尊重義務

尊重義務は、国家機関が権利を侵害しないという消極的義務を意味し、その違反は国内の司法機関、および国際的には条約機関によって違法認定を受

<sup>83</sup> この分類を最初に行ったのは、次の論考である。H. Shue, *Basic Rights: Subsistence, Affluence, and U.S. Foreign Policy* (Princeton University Press, 1980), pp. 52-53. また、この分類を体系的に整理した論考として、以下参照。M. M. Sepúlveda, *The Nature of the Obligations under the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights* (Intersentia, 2003), pp. 157-248.

<sup>84</sup> UN Doc. E/CN.4/Sub.2/1987/23 (*Economic and Social Council, Commission on Human Rights, Report on the right to adequate food as a human right submitted by Mr. Asbjørn Eide, Special Rapporteur*) (1987), paras. 66-70. See also, Kiefer and Brölmann, 2005, *supra* note 36, p. 192.

<sup>85</sup> UN Doc. E/C.12/1999/5 (*CESCR General Comment No. 12: The Right to Adequate Food (Art. 11), Adopted at the Twentieth Session of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights, on 12 May 1999*), para. 15.

<sup>86</sup> UN Doc. A/HRC/34/51 (*Human Rights Council, Report of the Special Rapporteur on adequate housing as a component of the right to an adequate standard of living, and on the right to non-discrimination in this context*) (2017), para. 13.

<sup>87</sup> UN Doc. A/HRC/6/3, *supra* note 27, paras. 36-42.

ける。一般的意見15は、水に対する権利について尊重義務が具体的に次のような内容として表れることを示した。すなわち、十分な水への平等なアクセスを否定または制限するいかなる慣行または活動にかかわることを控えること、慣習的または伝統的な水の配分方法に恣意的に干渉することを差し控えること、国有の施設から出される廃棄物または武器の使用および実験等によって違法に水を減少させまたは汚染することを控えること、国際人道法に違反した武力紛争の際などに懲罰的な措置として水の供給とインフラへのアクセスを制限または破壊すること、である<sup>88</sup>。

### 3-2-1-2 保護義務

保護義務は、個人の権利が私人や私企業等の第三者によって侵害されるのを防止するために「相当の注意」を払って必要な措置をとるという積極的義務を意味する。ここにいう必要な措置とは、私人や私企業による人権侵害を防止するための法律の制定とその執行がまずもって想起される。一般的意見15は水に対する権利について保護義務が締約国に課す内容を次のようなものとして把握した。とりわけ、第三者が十分な水への平等なアクセスを否定すること、天然資源を含む水資源、井戸およびその他の水配分システムを汚染しならびに衡平でない方法でそこから取水することがないように、必要かつ効果的な立法その他の措置をとることが含まれる<sup>89</sup>。また、保護義務は、水の供給（水道網、水タンク、河川および井戸へのアクセス）が第三者によって運営されまたは管理されている場合には、締約国は、それらの者が十分に安全かつ受け入れられる水への平等で、経済的に負担可能な、物理的なアクセスを損なうことを防止することを要求する<sup>90</sup>。保護義務の違反は、国が、その管轄内にある人の「安全な飲料水に対する人権」を第三者による侵害から保護するためのあらゆる必要な措置をとらないことによって生じる<sup>91</sup>。

### 3-2-1-3 充足義務

充足義務は、権利が個人の力では実現できない場合に権利を実現するために国があらゆる適切な措置をとるという積極的義務を意味する。一般的意見

<sup>88</sup> CESCR General Comment No. 15, *supra* note 35, para. 21.

<sup>89</sup> *Ibid.*, para. 23.

<sup>90</sup> *Ibid.*, para. 24.

<sup>91</sup> *Ibid.*, para. 44(b).

15は水に対する権利について充足義務の内容を、さらに、「環境整備 (facilitate)」義務と「促進 (promote)」義務に分けて説明している。前者は、締約国に対し、個人および共同体が「安全な飲料水に対する人権」を享受することを支援するための積極的な措置をとることを要求する義務であり<sup>92</sup>、後者の促進義務は、締約国に対し、水の衛生的な使用、水源の保護および排水の最小化の方法に関する適切な教育があることを確保するための措置をとる義務を課すものと解される<sup>93</sup>。

### 3-2-2 垂直的關係——生命維持レベル・中核レベル・人権の完全実施レベル・人権保障を超えるレベル

上述の尊重・保護・充足の各義務について、国家はどの程度、人権保障を実現すればよいか。ウインクラー (I. T. Winkler) は、それを4つのレベルに分けて説明している。すなわち、国家が人権保障義務の履行に際して、人の生命および健康の維持の観点から優先順位の高い順に、①生命維持レベル、②中核レベル、③人権の完全実施レベル、④人権保障を超えるレベル、の4つを措定する<sup>94</sup>。つまり、国家は、上記①の生命維持レベルを即時的に実現しなければならず、実現の即時性は、②、③の順に弱くなり、④は実現されずとも法律上違反を問われることはない。それでは、各レベルの具体的状況について、以下でもう少し詳しくみてみよう。

#### 3-2-2-1 生命維持レベル

人間の生存に不可欠である水の保障を国家に要求する上記①は、個人の生命維持が確保されなければ、それ以外のすべての人権は存在意義を失うから、いかなる人権よりも高い優先順位が与えられなければならない<sup>95</sup>。これには、生存に必要な飲料水に加え、生命を維持していくために必要な食糧を生産するために必要となる水、および厳しい気象条件で生活する地域において衣服

<sup>92</sup> *Ibid.*, para. 25.

<sup>93</sup> *Ibid.*

<sup>94</sup> I. T. Winkler, *The Human Right to Water: Significance, Legal Status and Implications for Water Allocation* (Hart Publishing, 2012), p. 153. なお、書評として、鳥谷部 壘『水に対する権利』をめぐって——Inga T. Winkler, *The Human Right to Water* (Hart Publishing, 2012) の紹介とコメント——『阪大法学第64巻2号(2014年)609-626頁も参照。

<sup>95</sup> Winkler, 2012, *supra* note 94, p. 153.



を生産するために必要となる水、が含まれる<sup>96</sup>。国家はこのレベルに相当する水を「即時的に」確保する義務を負う<sup>97</sup>。特に安全な飲料水へのアクセスの保障は、「最低限の中核的義務 (minimum core obligation)」<sup>98</sup>に該当し<sup>99</sup>、他の権利よりも優先的に実現されなければならない<sup>100</sup>。最低限の中核的義務の不履行は、社会権規約の違反の推定を受ける。利用可能な資源の制約等により締約国が規約上の義務を十分に履行できない場合に、締約国が最低限の中核的義務の履行を免れるためには、最低限の義務を優先事項として充足するために利用可能なすべての資源を用いるあらゆる努力を行ったことを示さなければならない<sup>101</sup>。すなわち、締約国は社会権規約第2条1項に規定されるように「利用可能な手段を最大限に用い」たにもかかわらず、最低限の中核的義務を履行することができなかつたことを証明する必要がある。「利用可能な手段を最大限に用いることにより (to the maximum available resources)」とは、

<sup>96</sup> *Ibid.*, pp. 157, 160-161, 169, 204-205.

<sup>97</sup> C. Leb, *Cooperation in the Law of Transboundary Water Resources* (Cambridge University Press, 2013), p. 215. このことは、社会権規約委員会が締約国の義務について1990年に採択した一般的意見3が、社会権規約第2条1項の「行動をとることを約束する」の解釈として、次のように述べたことにも裏づけられる。「関連の権利の完全な実現は漸進的に達成され得るものであるが、その目標に向けての措置は、関連国にとって規約が発効した後、合理的な短期間のうちにとられなければならない」*General Comment No. 3 (1990): The Nature of States Parties' Obligations (Art. 2, Para. 1, of the Covenant), Adopted at the Fifth Session of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights, on 14 December 1990*, para. 2. 社会権規約委員会一般的意見15も、「規約は漸進的実現を規定し、利用可能な資源の限界による制約を認めているが、締約国に対し、即時的効果をもつさまざまな義務を課してもいる」と述べた。CESCR General Comment No. 15, *supra* note 35, para. 17.

<sup>98</sup> 最低限の中核的義務は、ドイツ法に淵源を有するといわれる。K. G. Young, "The Minimum Core of Economic and Social Rights: A Concept in Search of Content," *Yale Journal of International Law*, Vol. 33, No. 1 (2008), p. 124. 国際人権分野では、社会権規約委員会一般的意見3で明確化された。本意見は、社会権規約第2条1項の「措置をとる」義務について次のような認識を示した。「最低でも、各権利の最低限の不可欠なレベルの満足を確保することは各締約国に課された最低限の中核的義務であるという見解である。したがって、例えば、相当数の個人が不可欠な食糧、不可欠な基本的健康保護、基本的な住居または最も基本的な形態の教育を剥奪されている締約国は、規約上の義務の履行を怠っているという推定を受ける。もし規約がそのような最低限の中核的義務を設定していないものと読まれるならば、規約はその存在理由を大部分奪われるであろう。」CESCR General Comment No. 3, *supra* note 97, para. 10.

<sup>99</sup> Winkler, 2012, *supra* note 94, p. 125.

<sup>100</sup> D. Bilchitz, "Towards a Reasonable Approach to the Minimum Core: Laying the Foundations for Future Socio-Economic Rights Jurisprudence," *South African Journal on Human Rights*, Vol. 19, No. 1 (2003), p. 11

<sup>101</sup> CESCR General Comment No. 15, *supra* note 35, para. 41. *See also*, Sepúlveda, 2003, *supra* note 83, p. 367.

当該締約国が保持している手段のみならず、国際援助協力を通じて国際社会から得られる手段を含む<sup>102</sup>。

### 3-2-2-2 中核レベル

中核レベルに位置する上記②は、生命の維持はもとより、個人が尊厳を保って生活することができるだけの水の確保を意味する<sup>103</sup>。すなわち、「人間の基本的ニーズ」の充足である。ここでは、個人の衛生状態を維持するために必要となる水（「衛生に対する人権」＝SDG 6.2）、適度な食糧を収穫したり手に入れたりするために必要となる水、外界から身を守り普通の社会生活を営むために必要となる衣類製造用の水、さらには、先住民族が文化的な生活様式を維持するために必要となる水、を「即時的に」確保することが国家に義務づけられる<sup>104</sup>。

### 3-2-2-3 人権の完全実施レベル

完全実施レベルに位置する上記③では、国家は、上記①および②と異なり、即時に実現する義務を負わない。この段階において、国家は、水に対する権利の完全な実現を「漸進的に」達成する義務を負い、十分な資源をもたない場合は、国際的な援助および協力を受けられるよう行動することが求められる。ここでは、相当な生活水準を達成するために必要となる（バランスやバリエーションに配慮した）食糧や、文化的・宗教的な習慣のために使用される水の確保が国家に要求されることになる<sup>105</sup>。

### 3-2-2-4 人権保障を超えるレベル

人権保障を超えるレベルに分類される上記④は、「相当な生活水準に対する権利」が保障する範囲の外に位置する水の確保を国家に要求する場合を指す<sup>106</sup>。これには、例えば、レジジャーのために必要となる水など、人権とは直

<sup>102</sup> UN Doc. E/C.12/2007/1 (*Committee on Economic, Social and Cultural Rights, An Evaluation of the Obligation to Take Steps to the "Maximum of Available Resources" under Optional Protocol to the Covenant*) (2007), para. 5.

<sup>103</sup> Winkler, 2012, *supra* note 94, p. 153.

<sup>104</sup> *Ibid.*, pp. 153, 157, 161, 169, 205.

<sup>105</sup> *Ibid.*, pp. 153, 157, 161-163, 189-190.

<sup>106</sup> *Ibid.*, pp. 153, 207.

接的に関連しない水利用が該当する<sup>107</sup>。ゆえに、このレベルにおいて国家は、水の配分の決定に関し、義務を負わず広範な裁量をもつ<sup>108</sup>。

### 3-2-2-5 「安全な飲料水に対する人権」の位置づけ

以上、国家の人権保障のレベルを4つに分ける場合、「安全な飲料水に対する人権」は、一体どのレベルに位置づけられるであろうか。それが生命維持レベルであることは容易に想像できる。しかし、それがいかなる理由によるものであるかを説得的に示すことは容易ではない。以下では、「安全な飲料水に対する人権」の構成要素である「安全な」、「安価な」、「飲料水」、「アクセス」について、概ね見解の一致がみられる定義を探ることで、かかる人権が少なくとも生命維持レベルにおいて成立することを示したい。

第1に、「安全な」とは、社会権規約委員会の一般的意見15によれば、「人の健康にとって脅威となる微生物、化学物質および放射線障害の危険がない」<sup>109</sup>状況を指す。第2に、「安価な」とは、一般的意見15にもとづき、「水、水の設備および供給がすべての者にとって経済的に負担可能」<sup>110</sup>であることをいう<sup>111</sup>。第3に、「飲料水」とは、一人の人間が一日に生命を維持するための必要最低限度の飲料水<sup>112</sup>に加え、生命を維持するために不可欠なその他の用途、すなわち、洗濯、食品調理、個人の衛生のための水を含むものと解すべきである<sup>113</sup>。第4に、「アクセス」とは、一般的意見15および国連人権理事会における安全な飲料水へのアクセスに関する人権の問題に関する独立専門家の報告書に依拠し、最低限、各人の住居の中あるいは住居に隣接した場所

<sup>107</sup> *Ibid.*, p. 207.

<sup>108</sup> *Ibid.*

<sup>109</sup> CESCR General Comment No. 15, *supra* note 35, para. 12(b).

<sup>110</sup> *Ibid.*, para. 12(c).

<sup>111</sup> ここにいう「水の設備」とは、SDG 6.1.1に示されるように「安全に管理された飲料水サービス」をいう。これは、「水道事業による給水サービス」を意味するものと解し得る。外務省「JAPAN SDGs Action Platform > SDG グローバル指標 (SDG Indicators) > 6: 安全な水とトイレをみんなに」URL: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal6.html> (最終閲覧 2019年9月1日)。

<sup>112</sup> もともと、人の生存に必要な飲料水の量は、様々な状況によって変わり得るのであり、予めその量を数値化することは困難である。けれども、一般的には、人の生存に必要な飲料水の量は、一日一人当たり、2～5ℓが目安とされる。E.g., Gleick, 1998, *supra* note 54, p. 7; Winkler, 2012, *supra* note 94, pp. 131, 157.

<sup>113</sup> UN Doc. A/HRC/6/3, *supra* note 27, para. 13. See also, T. S. Bulto, *The Extraterritorial Application of the Human Right to Water in Africa* (Cambridge University Press, 2014), p. 59.

（これに加え、病院、学校、職場といった公共空間も含むかは議論あり）で安全な飲料水が利用可能である状態を指す<sup>114</sup>。なお、「住居に隣接」とは、2003年の世界保健機関（WHO）の指針に依拠すれば、個人の住居から1km以内の場所で、かつ、30分以内に少なくとも20ℓ以上の安全な水を得られることをいう<sup>115</sup>。

「安全な飲料水に対する人権」を上記のように捉えた場合、かかる人権が国家に要求する実現レベルは、生命維持レベルに該当する。したがって、安全な飲料水にアクセスは、少なくとも生命維持レベルにおいて、人権として成立していると言える。

### 3-3 小 括

以上の考察から、「安全な飲料水に対する人権」の性格および位置について、次の2点が指摘できる。第1に、「安全な飲料水に対する人権」は、「相当な生活水準に対する権利」の構成要素として性格づけられること、第2に、「安全な飲料水に対する人権」は、(a) 国家が保障すべき義務のタイプとして、尊重・保護・充足の3つの分類に依拠し（水平的関係）、および、(b) これら3つの義務は、人権の実現レベルとして、次の4つの階層性（生命維持レベル、中核レベル、人権の完全実施レベル、人権保障を超えるレベル）を備えた義務として把握したうえで（垂直的關係）、(a) および (b) を相関的に考慮すると、尊重・保護・充足の各義務の生命維持レベルにおいて、少なくとも、国際人権法上の人権として成立していることである。要するに、「安全な飲料水に対する人権」は、尊重・保護・充足義務の生命維持レベルにおいて、「相当な生活水準に対する権利」の構成要素として成立していると考えられる。

「安全な飲料水に対する人権」を認めることの国際人権法上の意義としては、「相当な生活水準に対する権利」のような射程範囲や内容が不明確な権利について、国家の義務違反が疑われる場合に、かかる違反認定の基準を具体化・客観化する効果が期待できる。

<sup>114</sup> UN Doc. A/HRC/15/31 (*Human Rights Council, fifteenth session, Report of the independent expert on the issue of human rights obligations related to access to safe drinking water and sanitation, Catarina de Albuquerque*) (2010), p. 16, para. 47(f). See also, UN Doc. A/HRC/6/3, *supra* note 27, para. 23.

<sup>115</sup> G. Howard and J. Bartram, *Domestic Water Quantity, Service Level and Health* (WHO, 2003), pp. 22-23. See also, Kiefer and Brölmann, 2005, *supra* note 36, p. 201.

#### 4. 域外的義務によって保障される「安全な飲料水に対する人権」の生成と機能

##### 4-1 域外的義務によって保障される「安全な飲料水に対する人権」の生成

###### ——生命維持レベルにおける域外的尊重・保護義務

##### 4-1-1 域外的義務によって保障される「安全な飲料水に対する人権」の根拠規定

社会権規約は、「相当な生活水準に対する権利」を規定した第11条において、国際協力の重要性を規定した。すなわち、同条1項で、「……締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。」<sup>116</sup>(下線・筆者追加)とし、同条2項で、「この規約の締約国は、すべての者が飢餓から免れる基本的な権利を有することを認め、個々におよび国際協力を通じて、次の目的のため、具体的な計画その他の必要な措置をとる。」<sup>117</sup>(下線・筆者追加)と規定した。また、同規約は、一般規定として、第2条1項で締約国の義務を次のように規定した。「この規約の各締約国は、……この規定において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々にまたは国際的な援助および協力、特に、経済上および技術上の援助および協力を通じて、行動をとることを約束する。」<sup>118</sup>(下線・筆者追加)<sup>119</sup>。

これら諸条項に規定された「適当な措置」、「必要な措置」、「行動をとる」

<sup>116</sup> International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, *supra* note 34, Article 11(1).

<sup>117</sup> *Ibid.*, Article 11(2).

<sup>118</sup> *Ibid.*, Article 2(1).

<sup>119</sup> 他方、1966年の「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)は、第2条1項において、「その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人」に対して規約に定める人権を尊重し確保することを締約国に義務づけている。International Covenant on Civil and Political Rights (adopted on 19 December 1966, entered into force on 23 March 1976), *UNTS*, Vol. 999, p. 171, Article 2(1). これに関し、自由権規約委員会は、「かつ」を「または」と読み替えることで、領域内という条件を外すよう解釈し、締約国は、規約上の人権を領域内にいなくても締約国の権力内または実効的支配下にあるすべての個人に対して尊重および確保しなければならないと定式化した。CCPR/C/21/Rev.1/Add.13 (*General Comment No. 31, the Nature of the General Legal Obligation Imposed on State Parties to the Covenant, adopted on 29 March 2004*), para. 10; 薬師寺公夫「グローバル化と国際人権——国連の人権保障制度における国際機関と国家——」国際問題第642号(2015年)41頁。つまり、こうした実践に照らして、自由権規約は、締約国には、領域外にある個人について「管轄の下」にあると認められる場合に限り、人権保護義務を課すという解釈をとってきた(しばしば領域外適用と呼ばれる)。

という言葉に重きを置くならば、本来、法的義務ではなく道義的責任の意味合いをもつと解さる国際援助・協力を<sup>120</sup>、法的義務レベルまで引き上げることも不可能ではないように思われる。現に、こうした社会権規約上の国際協力や援助といった規定を根拠に、同規約の締約国には、同規約に規定される経済的、社会的および文化的権利について、国際協力の法的義務が課せられるとする見解が、今日では、より重みをもって支持されるようになってい<sup>121</sup>。これによれば、締約国は、自国の領域内やその管轄下の個人に対し、経済的、社会的および文化的権利の保障義務を負うだけでなく、他国の個人に対しても負うことになる。これを、社会権規約第 11 条の「相当な生活水準に対する権利」の構成要素たる「安全な飲料水に対する人権」に即して説明すれば、締約国は、他国における「安全な飲料水に対する人権」に適正に考慮し、他国の個人のかかる人権を侵害することのないように配慮することが求められると言える<sup>122</sup>（「安全な飲料水に対する人権」について締約国が負う国際協力義務の

<sup>120</sup> 同条同項を、法的義務ではなく、道義的義務にすぎないと解する国としてカナダがある。UN Doc. E/CN.4/2005/52 (*Economic and Social Council, Commission on Human Rights, sixty-first session, Report of the open-ended working group to consider options regarding the elaboration of an optional protocol to the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights on its second session*), para. 76.

<sup>121</sup> *The Environment and Human Rights (State Obligations in Relation to the Environment in the Context of the Protection and Guarantee of the Rights to Life and to Personal Integrity: Interpretation and Scope of Articles 4(1) and 5(1) of the American Convention on Human Rights)*, Advisory Opinion OC-23/17 of November 15, 2017, Inter-American Court of Human Rights (IACtHR), *Series A No. 23*, paras. 81, 95, 101, 244, available at [http://www.corteidh.or.cr/cf/Jurisprudencia2/busqueda\\_opiniones\\_consultivas.cfm?lang=en](http://www.corteidh.or.cr/cf/Jurisprudencia2/busqueda_opiniones_consultivas.cfm?lang=en) (as of 12 January 2020). See also, F. Coomans, “Some Remarks on the Extraterritorial Application of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights,” in F. Coomans and M. T. Kamminga (eds.), *Extraterritorial Application of Human Rights Treaties (Intersentia, 2004)*, pp. 192-199; J. M. Chárro, *The Human Right to Water: A Legal Comparative Perspective at the International, Regional and Domestic Level (Intersentia, 2015)*, pp. 289-295; 申『前掲書』(注 35) 149 頁; 鳥谷部 壘「環境損害における米州人権条約の領域外適用——『環境と人権』に関する米州人権裁判所勧告的意見 No. OC-23/17 を素材として——」撰南大学地域総合研究所報 第 5 号 (2020 年)。

<sup>122</sup> E.g., E. Benvenisti, “Collective Action in the Utilization of Shared Freshwater: The Challenges of International Water Resources Law,” *American Journal of International Law*, Vol. 90, No. 3 (1996), pp. 406-407; S. C. McCaffrey, “Water Scarcity: Institutional and Legal Responses,” in E. H. P. Brans et al. (eds.), *The Scarcity of Water: Emerging Legal and Policy Responses (Kluwer Law International, 1997)*, p. 54; S. C. McCaffrey, “The Human Right to Water,” in E. B. Weiss et al. (eds.), *Fresh Water and International Economic Law (Oxford University Press, 2005)*, pp. 112-114; Leb, 2013, *supra* note 97, pp. 178-224; 奥脇「前掲論文」(注 80) 42 頁; Chárro, 2015, *supra* note 121, pp. 300-301, 312.

具体的内容および法的性格については4-1-3を参照)。

以上述べてきた国際協力義務は、論者によって「対外的義務 (external obligations)」、「国際的義務 (international obligations)」、「越境的義務 (transnational obligations)」、「域外的義務 (extraterritorial obligations)」など互換的に使用されてきた。これらの呼称のうち、以下では便宜的に、国際人権法と国際水路法の関係に関する最近の論文で使用されている用語法である「域外的義務」を使用する(なお、域外的義務が想定する具体的場面の描写は、4-1-2を参照。) <sup>123</sup>。

#### 4-1-2 域外的義務によって保障される「安全な飲料水に対する人権」が問題となり得る場面

水に対する権利、とりわけ「安全な飲料水に対する人権」に関し域外的義務が締約国に賦課されるべきと考えられるようになったのは、グローバル化に伴い、人権保護が領域外の国家の行為によって積極的あるいは消極的に実質的な影響を受けることを踏まえ、一国の国内における活動が越境的な効果を及ぼして他国において社会権の侵害を生じさせる事態が発生するようになったことによる <sup>124</sup>。

では、こうした事態の発生は、具体的に、どのように描くことができるだろうか。次のような場面が想定される。「乾燥地域である上流国 (A) から下流国 (B) へと流れる国際河川 (C) があり、気候変動の影響により、暫くの間、深刻な水不足に直面した A 国は、自国領域内の C 川に大規模な貯水ダムを建設する計画を立て、数年間かけてダムを完成させ、A 国の個人 (A') に飲料水の供給を開始した。ところが、それにより、下流に位置する B 国の C 川の水量が著しく減少し、B 国の個人 (B') の飲料水の確保が困難となる事態が生じた」という場面である。この事例において、A 国政府が「安全な飲料水に対する人権」について負う域外的義務とは、自国の資源(とりわけ国際水路)の利用に際し、B' の「安全な飲料水に対する人権」を確保する B 国政府の能

<sup>123</sup> 「域外的義務」という用語の使用例として、さしあたり以下参照。A. F.S. Russell, “The Human Right to Water in a Transboundary Context,” in S. C. McCaffrey et al. (eds.), *Research Handbook on International Water Law* (Edward Elgar Publishing, 2019), pp. 257-264; M. L. Banda, “Inter-American Court of Human Rights’ Advisory Opinion on the Environment and Human Rights,” *American Society International Law: INSIGHTS*, Vol.22, No.6 (May 10, 2018). また、奥脇「前掲論文」(注 80) 38 頁も参照。

<sup>124</sup> 奥脇「前掲論文」(注 80) 39 頁。

力を損なわないように配慮する義務のことをいう<sup>125</sup>。さて、このような場面において、A国がB'に対して負う、「安全な飲料水に対する人権」についての域外的義務は、どのような性格をもつものとして理解されるべきか。同義務の内容についてももう少し掘り下げよう。

#### 4-1-3 域外的義務によって保障される「安全な飲料水に対する人権」の内容

「安全な飲料水に対する人権」について国家が負う域外的義務は、どのような内容をもつか、また、そうした内容の義務は、法的義務であるか、それとも道義的義務にとどまるか。以下では、前記同様、尊重・保護・充足という3つの義務の分類を手掛かりに、2002年の社会権規約委員会一般的意見15に即して述べる。

##### 4-1-3-1 域外的尊重義務

社会権分野において、域外的尊重義務は、国家自身の行為によって、他国の個人の社会権の享有を妨害することを禁止する義務と解される<sup>126</sup>。このことは、一般的意見15の次のような見解に表される。「水に対する権利に関連する国際的義務を遵守するため、締約国は、他国における水に対する権利の享受を尊重しなければならない。国際的協力は締約国に、他国における水に対する権利の享受に直接的または間接的に干渉する行動を差し控えることを要求する。締約国の管轄内で行われるいかなる活動も、他国がその管轄内の人々のために水に対する権利を実現する能力を奪うものとなるべきではない。」<sup>127</sup> このように、社会権規約委員会が、社会権規約を、「他国における水に対する権利の享受に直接的または間接的に干渉する行動を差し控えること」を締約国に要求するものと解したことは、水に対する権利の域外的性質の肯定とみなすことができる<sup>128</sup>。

<sup>125</sup> C. de Albuquerque, *Realising the human rights to water and sanitation: A Handbook by the UN Special Rapporteur Catarina de Albuquerque* (UN Special Rapporteur on the human right to safe drinking water and sanitation, 2014), p. 15; Russell, 2019, *supra* note 123, pp. 256, 259-260. *See also*, M. L. Banda, "Regime Congruence: Rethinking the Scope of State Responsibility for Transboundary Environmental Harm," *Minnesota Law Review*, Vol. 103 (2019), p. 1901.

<sup>126</sup> Sepúlveda, 2003, *supra* note 83, p. 373; Coomans, 2004, *supra* note 121, pp. 192-193.

<sup>127</sup> CESCR General Comment No. 15, *supra* note 35, para. 31.

<sup>128</sup> UN Doc. A/HRC/25/53 (*Human Rights Council, Report of the Independent Expert on the*



上述の具体例に沿って説明すれば、域外的尊重義務は、A国による領域内および管轄内での活動（例えば、国際河川における過剰な取水や重大な汚染）により、B国に居住するB'の「安全な飲料水に対する人権」を侵害しないよう求める義務である<sup>129</sup>。このことをB'の側から捉えると、「安全な飲料水に対する人権」によって保障される最低限度（生命維持レベル）がA国の行為によってB国政府が維持できなくなったという場合に、B'はA国政府に対し、かかる人権の侵害を回復すべく救済措置を求めることができることを意味する<sup>130</sup>。こうした域外的尊重義務は、SDG 6との関連では、SDG 6.5の「国境を越えた適切な協力」という言葉に読み込むことができる。

#### 4-1-3-2 域外的保護義務

域外的保護義務とは、私人、とりわけ私企業の活動によって、他国の個人の社会権の享有を妨害しないよう当該私人の領域国に対して「相当の注意」を払うことを要求する義務である<sup>131</sup>。一般的意見15の言葉を借りれば、域外的保護義務とは、「締約国は、自国民および企業が他国の個人および共同体

---

*issue of human rights obligations relating to the enjoyment of a safe, clean, healthy and sustainable environment, John Knox, 30 December 2013*), para. 64. 水に対する権利に関し、域外的義務としての側面も持ち合わせているとの理解は、最近のガイドライン（マーストリヒト原則）でもとられている。Maastricht Principles on Extraterritorial Obligations in the area of Economic, Social and Cultural Rights (2011), Principle 13, available at [https://www.etoconsortium.org/nc/en/main-navigation/library/maastricht-principles/?tx\\_drblob\\_pi1%5BdownloadUid%5D=23](https://www.etoconsortium.org/nc/en/main-navigation/library/maastricht-principles/?tx_drblob_pi1%5BdownloadUid%5D=23) (as of 24 July 2019). マーストリヒト原則は、ここ20年のグローバル化の進展に伴い、多国籍企業や政府間機関（とりわけ国際金融機関）の人権についての説明責任が問われる機会が増していることに鑑み、現在の国際法に基づいて、国家の域外的義務を明確化すべく、国際人権条約機関、地域的人権機関および国連人権理事会の特別報告者ら総勢40名の国際法の専門家によって2011年9月28日に採択された原則である。

<sup>129</sup> See, McCaffrey, 2005, *supra* note 122, pp. 112-113; A. Chill, “Protecting Rights in the Face of Scarcity: The Right to Water,” in M. Gibney and S. Skogly (eds.), *Universal Human Rights and Extraterritorial Obligations* (University of Pennsylvania Press, 2010), p. 197; Leb, 2013, *supra* note 97, pp. 217-218; Bulto, 2014, *supra* note 113, pp. 176-177. 域外的尊重義務について、さらに進んだ意見として、B'が「安全な飲料水に対する人権」を実際に侵害されている場合だけでなく、その侵害のおそれが生じている段階でもA国政府は当該義務を負うと解する論者もある。R. Greco, “The Silala Dispute: Between International Water Law and the Human Right to Water,” *Questions of International Law, Zoom-in*, Vol. 39 (2017), p. 35.

<sup>130</sup> Leb, 2013, *supra* note 97, p. 207.

<sup>131</sup> CESCR General Comment No. 14, *supra* note 38, para. 39; Sepúlveda, 2003, *supra* note 83, p. 374; Coomans, 2004, *supra* note 121, p. 193.

の水に対する権利を侵害することを防止するための措置をとるべきである<sup>132</sup>」り、「締約国は、国際組織の構成員として自らの行動が、水に対する権利に妥当な考慮を払うものであることを確保すべきである。」<sup>133</sup>と発言される<sup>134</sup>。

要するに、域外的保護義務は、A 国政府が、自国の領域内および管轄内において、私人（A'）の活動（例えば、国際河川における過剰な取水や汚染）により、B 国に居住する B' の「安全な飲料水に対する人権」を侵害することがないように「相当の注意」を払ってそれを防止しなければならないというものである。域外的保護義務は、SDG 6 では、SDG 6.5 の「国境を越えた適切な協力」という言葉に反映されていると解せる。

#### 4-1-3-3 域外的充足義務

域外的充足義務は、他国の個人の社会権を実現するために、国家に、協力や開発援助など積極的な措置をとることを要求する義務である<sup>135</sup>。社会権規約委員会は、一般的意見 15 で、「規約第 2 条 1 項、第 11 条および第 23 条 1 項は、締約国に、国際的な協力および援助の重要な役割を認め、水に対する権利の完全な実現を達成するために共同または個別の行動をとることを要求している。」<sup>136</sup>と述べ、「資源の利用可能性に応じて、国は、水資源の供給、財政的および技術的援助などを通して他国における水に対する権利の実現を促進し、かつ要求に応じて必要な援助を提供すべきである。」<sup>137</sup>と述べたことから、「安全な飲料水に対する人権」についても充足義務の域外的性格を認

<sup>132</sup> CESCR General Comment No. 15, *supra* note 35, para. 33.

<sup>133</sup> *Ibid.*, para. 36.

<sup>134</sup> 「安全な飲料水および衛生に対する人権」に関する国連総会決議は、マーストリヒト原則を引きつつ、国際水路の利用国には、域外的保護義務について、「他国の管轄下の水路の汚染を回避する義務（an obligation to avoid contamination of watercourses in other jurisdictions）」が課せられることを明記した。UN Doc. A/68/264 (*Human right to safe drinking water and sanitation, Note by the Secretary-General*) (2013), para. 46; UN Doc. A/HRC/25/53, *supra* note 128, para. 64. また学界から域外的保護義務の存在を肯定的に捉える見解として、以下参照。Bulto, 2014, *supra* note 113, pp. 176-177; Greco, 2017, *supra* note 129, p. 35.

<sup>135</sup> Coomans, 2004, *supra* note 121, pp. 195-199.

<sup>136</sup> CESCR General Comment No. 15, *supra* note 35, para. 30.

<sup>137</sup> *Ibid.*, para. 34. 一般的意見 15 は、それに加え、締約国は、途上国が中核的義務（規約に掲げられた各権利の必要最低限のレベルの充足を確保する義務）を充足できるように国際的な援助および協力を行う重要性を指摘した。 *Ibid.*, para. 38.

めることができる。「安全な飲料水に対する人権」を反映するSDG 6について言えば、域外的充足義務は、政府開発援助(ODA)総量を指標とするSDG 6.aに示されている。

「安全な飲料水に対する人権」について域外的充足義務が主張されるようになった背景としては、多くの場合、途上国において、かかる権利の実現が困難となるが、当該途上国にはそれを実現する能力が不十分であるから、権利実現の観点からは、それを当該途上国だけに委ねるよりも、先進国を含む国際社会の援助・協力の下で進めることが適っているからである<sup>138</sup>。けれども、社会権規約の締約国すべてに積極的な援助協力義務を課すことは行き過ぎであり、当該充足義務は、あくまで締約国の道義的責任にとどまり、法的義務ではないとの立場が依然根強い<sup>139</sup>。その一端は、上記一般的意見15の「資源の利用可能性に応じて(Depending on the availability of resources)」<sup>140</sup>との文言にも表れている<sup>141</sup>。

域外的充足義務を法的義務とみなすのをためらう理由は、域外的充足義務が、域外的尊重・保護義務の履行を免れるために用いられる可能性があるからである。例えば、国際水路の上流のA国が新規に水利用を開始する場合、A国は、自身の利用を下流のB国に対して説明する際に、飢餓が深刻なD国に食糧援助を行うために農業用水を確保しなければならないことを根拠にしたという状況を想定してみよう。すると、A国は、D国に対する域外的充足義務の履行の優先を根拠に、B国の個人(B')に対する域外的尊重・保護義務の履行から免れられる旨主張する余地が生じる。こうした主張の可能性を予め排除するために、域外的充足義務を道義的責任にとどめておくべきであると考える国もあるのである<sup>142</sup>。それゆえ、域外的充足義務については、現

<sup>138</sup> 石橋可奈美「環境保護実現と水に対する権利——人権法アプローチにおけるその有用性——」東京外国語大学論集第88号(2014年)37頁; Leb, 2013, *supra* note 97, pp. 191-192.

<sup>139</sup> E.g., UN Doc. E/CN.4/2003/SR.56 (19 May 2003), para. 49; Greco, 2017, *supra* note 129, pp. 33-35; Russell, 2019, *supra* note 123, p. 264.

<sup>140</sup> CESCR General Comment No. 15, *supra* note 35, para. 34.

<sup>141</sup> 国連総会および国連人権理事会による「安全な飲料水および衛生に対する人権」諸決議も、「その利用可能な資源を最大限に活用し (to the maximum of their available resources)」との文言を入れて、域外的充足義務の法的性格を弱めている。See e.g., UN Doc. A/RES/68/157, *supra* note 76, para. 9; UN Doc. A/HRC/RES/27/7, *supra* note 79, para. 8; UN Doc. A/RES/70/169, *supra* note 21, para. 9; UN Doc. A/HRC/RES/39/8, *supra* note 25, para. 3.

<sup>142</sup> S. C. McCaffrey, *The Law of International Watercourses*, 3rd ed. (Oxford University

在のところ、締約国を法的に拘束する義務としては成立していないと解するのが適当であろう。

#### 4-1-3-4 域外的義務によって保障される「安全な飲料水に対する人権」の位置づけ

以上の考察を踏まえれば、域外的義務によって保障される「安全な飲料水に対する人権」の国際人権法上の成立場面は、生命維持レベル (= 垂直的關係) と、域外的尊重・保護義務 (域外的充足義務を除く) (= 水平的關係) が重なる部分となる。

#### 4-2 域外的義務によって保障される「安全な飲料水に対する人権」の機能 ——国際水路衡平利用原則の考慮要素たる「人間の死活的ニーズ (VHN)」との関係

##### 4-2-1 「安全な飲料水に対する人権」によって守られる者と、VHN への考慮により衡平利用原則の下で守られる者とは同一である場合

それでは、以上のようにして形成されつつある「安全な飲料水に対する人権」は、国際水路法にいかなる影響をもたらすのであろうか。ここでは、国際水路法の諸原則のなかでも、「安全な飲料水に対する人権」と最も結びつきが強いと考えられる「人間の死活的ニーズ (VHN)」を中心にみていく。

VHN は、本稿の冒頭で述べたように、国連水路条約第 10 条 2 項に規定されており、国際水路の複数の利用の間に抵触が生じる場面において、当該水路国に特別の考慮を払うことを要求する概念である。VHN にいう「死活的ニーズ (vital needs)」が何を指しているかについては、国連水路条約の起草過程、とりわけ国連総会第 6 委員会で議論が紛糾したが、少なくとも、「飲料水、および飢餓を防止すべく食糧を生産するために必要な水」 (= 生命維持レベル)<sup>143</sup> が含まれることにいずれの国も異論を差し挟まなかった<sup>144</sup>。また、VHN

---

Press, 2019), p. 432.

<sup>143</sup> 国連水路条約第 10 条 2 項の VHN が、本稿にいうところの生命維持レベル (最低限の中核的義務) に位置づけられるとの認識を示す論者として、Leb, 2013, *supra* note 97, p. 204.

<sup>144</sup> UN Doc. A/C.6/51/SR.17 (*UN General Assembly, Sixth Committee, Summary Record of the 17th Meeting, Wednesday, 9 October 1996, at 3 p.m., New York*), para. 68 [オランダ], para. 69 [インド], para. 70 [イギリス], para. 71 [イスラエル], para. 74 [カメルーン], para. 75 [スイス].

にいう「人間 (human)」には、第10条2項の規定の文脈から明らかなように、当該水路利用国の領域内の個人だけでなく、他国の個人も含まれる<sup>145</sup>。

以上を踏まえれば、国際水路法の概念であるVHNへの特別な考慮によって衡平利用原則の下で守られる者と、「安全な飲料水に対する人権」によって守られる者が一致することになる。例えば、国際水路の上流国であるA国が、深刻な電力不足を補うべく新たにダムを建設し稼働させることにより、下流に位置するB国の飲料水の供給に重大な支障が出たという場合を想定してみよう。この場合、A国はB国の個人(B')の「安全な飲料水に対する人権」を侵害しない義務(生命維持レベルにおける域外的尊重・保護義務)を負うと同時に、A国はB'のVHNに特別な考慮を払いながら当該水路を衡平かつ合理的に利用する義務を負う(国連水路条約第10条2項および第5条・6条)。つまりここでは、VHNと「安全な飲料水に対する人権」はいずれも、B'を保護する概念として把握できる。ゆえに、国際人権法上の権利である「安全な飲料水に対する人権」と、国際水路法上の概念であるVHNはいずれも、国際水路の利用によって影響を受けたかあるいは影響を受けるおそれのある他国の個人を保障又は考慮対象とするものである<sup>146</sup>。

それでは、「安全な飲料水に対する人権」の形成は、国際水路法にいかなる影響を与えるのであろうか。その前提として、VHNと衡平利用原則の関係を整理しておく必要がある。衡平利用原則は、国際水路の利用にあたり、すべての関連する要素と事情を考慮し、それぞれの領域において当該水路を衡平かつ合理的な方法で利用しなければならないというものであり、国際水路法の根幹を成すきわめて重要な原則である<sup>147</sup>。同原則は、国連水路条約で

<sup>145</sup> McCaffrey, 1992, *supra* note 53, p. 22. See also, CESCR General Comment No. 15, *supra* note 35, para. 31, n.25.

<sup>146</sup> VHNへの特別な考慮によって衡平利用原則の下で守られる者と、「安全な飲料水に対する人権」によって守られる者が同じになるとの認識は、以下の文献にも窺える。E. Benvenisti, “Collective Action in the Utilization of Shared Freshwater: The Challenges of International Water Resources Law,” *American Journal of International Law*, Vol. 90, No. 3 (1996), pp. 406-408; O. McIntyre, *Environmental Protection of International Watercourses under International Law* (Ashgate, 2007), p. 164; Bulto, 2014, *supra* note 113, pp. 53-54; J. M. Chávarro, *The Human Right to Water: A Legal Comparative Perspective at the International, Regional and Domestic Level* (Intersentia, 2015), p. 314; K. del Castillo-Laborde, “Relationship between Different Kinds of Uses (Article 10),” in L. B. de Chazournes et al. (eds.), *The UN Convention on the Law of the Non-Navigational Uses of International Watercourses: A Commentary* (Oxford University Press, 2018), p. 149; McIntyre, 2018, *supra* note 23, pp. 184-185; McCaffrey, 2019, *supra* note 142, pp. 432-434.

<sup>147</sup> 衡平利用原則については、さしあたり、鳥谷部嬢『国際水路の非航行的利用に関する

は第 5 条および第 6 条に規定されており<sup>148</sup>、慣習国際法としての地位を既に獲得していることに今日、異論はない<sup>149</sup>。国連水路条約は、国家が国際水路を利用したかあるいはこれから利用しようとする場合、その利用が衡平かつ合理的であるかを判断するために考慮すべき諸要素を列挙するが (第 6 条)、その際、当該利用国に対し、VHN に「特別の考慮 (special regard)」を払うべきことを要求している (第 10 条 2 項)。このことは明らかに、水路の利用国は、当該利用の衡平性・合理性の判断にあたり、他のいかなる要素よりも VHN を優先的に考慮しなければならないことを意味する。要するに、VHN は、国際水路の利用の衡平性および合理性を判断する際に、水路の利用国が考慮に入れるべき要素のなかで最も重みが与えられている要素なのである。

国際水路法における衡平利用原則と VHN の関係をこのように捉えたうえで、「安全な飲料水に対する人権」の生成と発展は、国際水路法にいかなる影響を及ぼし得るか。これまでの検討から、次の 2 点が指摘できる。第 1 は、「安全な飲料水に対する人権」の成立は、VHN を、現在の「特別の考慮」から、新たに「考慮の強制 (考慮の義務)」へと厳格化すること<sup>150</sup>、第 2 は、「安全な飲料水に対する人権」(とりわけ域外的尊重・保護義務) が堅牢化すれば、VHN 概念それ自身が、「ニーズ (needs)」から「権利 (rights)」へと変化すること<sup>151</sup>、である。以上 2 点の実際上の影響としては、国際水路の利用国は、当該利用により影響を受ける (おそれのある) 国に対し、「安全な飲料水に対する人権」の成立前に比べ、より多くの水を配分しなければならなくなることにある。つ

---

基本原則——重大損害防止規則と衡平利用規則の関係再考——』(大阪大学出版会、2019 年) 101-142 頁を参照。

<sup>148</sup> 【第 5 条】「1 水路国はそれぞれの領域において国際水路を衡平かつ合理的な方法で利用する。とくに水路国は、関係する水路国の利益を考慮しつつ、水路の適切な保護と両立する利用およびそこから生ずる便益を最適かつ持続可能なものとするように水路を利用し、その開発を行う。2 ……」【第 6 条】「1 第 5 条の意味における衡平かつ合理的な方法による国際水路の利用は、次に掲げる事項を含むすべての関連する要素と事情を考慮することを要する。(a) 地理的、水理的、水文的、気候的、生態的その他の自然的性質を有する要素、(b) 関連する水路国の社会的および経済的ニーズ、(c) 各水路国における当該水路に依存している人口、(d) 一の水路国による水路の利用が他の水路国に与える影響、(e) 水路の現在の利用および潜在的に可能な利用、(f) 水路の水資源の保全、保護、開発および効率的利用とそのためにとられる措置の費用、(g) 特定の計画中の利用または現在の利用に準ずる価値を有する代替策の利用可能性。2 ……」。UN Watercourses Convention, 1997, *supra* note 29, Articles 5-6.

<sup>149</sup> 鳥谷部『前掲書』(注 147) 17 頁参照。

<sup>150</sup> Winkler, 2012, *supra* note 94, p. 252.

<sup>151</sup> Leb, 2013, *supra* note 97, pp. 207-208.

まり、域外的義務によって保障される「安全な飲料水に対する人権」の生成とその発達は、国際水路の利用国（特に上流国）の主権を制約する意味をもつのである。

「安全な飲料水に対する人権」の生成と発展が国際水路法に上述のような影響を与える場合、併せて検討する必要があるのは、A国が国際水路の利用に際して、域外的義務の履行を怠った場合、B'はどのような救済手段に訴えることができるか、という域外的義務違反による「安全な飲料水に対する人権」の実効性の問題である。

これに関し、まずB'は、B国政府の不適切かつ不十分な水供給能力を批判し、B国政府を相手取りB国の国内裁判所に救済を求めることが要求されよう（国内救済完了の原則）。次に、これによって救済を得られない場合、B'は、域外的義務の不履行に対する救済を求めて、A国政府を相手取り、直接A国の国内裁判所に訴え出ることが予想される。これに関連する規定は、国連水路条約だと第32条に規定されている。同条は次のような規定である。「関係水路国が、国際水路に関連した活動の結果、重大な越境損害を被ったかあるいは被る深刻な脅威の下にある自然人または法人の利益の保護のために別段の合意がある場合を除き、水路国は、自国領域内で実施された活動によって引き起こされた重大な損害に関し、その法制度に従って、司法的もしくはその他の手続へのアクセスまたは補償を請求する権利もしくはその他の救済の権利を付与するにあたり、国籍、居住地または侵害発生地によって差別してはならない。」<sup>152</sup>

当該規定中の「自国領域内で実施された活動によって引き起こされた重大な損害に関し」の「自国」とは、損害(harm)の原因を生じさせる国、すなわち下記図1に即して言えば、国際水路の利用国たるA国である<sup>153</sup>。当該規定を、「安全な飲料水に対する人権」について敷衍すれば、A国が自らの作為または不作為により、B'の「安全な飲料水に対する人権」を侵害し、それによりB国に重大な損害を生じさせる場合に、B'がA国内の救済手続を利用するにあたり、A国は、国籍、居住地または侵害発生地によってA国の個人(A')と差別してはならないことをいうものと解される<sup>154</sup>。

<sup>152</sup> UN Watercourses Convention, 1997, *supra* note 29, Article 32.

<sup>153</sup> Leb, 2013, *supra* note 97, p. 221.

<sup>154</sup> See, UN Doc. A/49/10, *supra* note 31, commentary to Article 32, para. (2), p. 132. 領域国(A)の域外的保護義務違反の結果、人権侵害を被った領域外の個人(B')に対して、

ゆえに、国連水路条約第 32 条は、A 国が国連水路条約の締約国である場合、B' の提訴を予め想定して、A 国の国内裁判手続に関する障壁（例えば、管轄権や原告適格についての制約）を取り払うことを A 国政府に要求する趣旨であると解せる<sup>155</sup>。こうした制度の改善は、各国の領域内で発生した事案に対しては進み始めているが<sup>156</sup>、領域・管轄外で発生した事案に対しては、欧米や北米以外の地域では芳しくない<sup>157</sup>。A 国の域外的義務違反に対し、B' が A 国の国内裁判所に救済を求める際に直面する手続上の障害をどこまでフラットにできるかが、域外的義務によって保障される「安全な飲料水に対する人権」の実効性確保の観点から注目される。

以上、「安全な飲料水に対する人権」によって守られる者と、VHN への特別の考慮により衡平利用原則の下で守られる者が等しい場面において、国際人権法と国際水路法はどのように交錯するか。域外的義務のうち、とりわけ域外的保護義務に焦点を当てると、次のように纏められる（下記図 1 を参照）。まず、A 国が自国領域内の A' の活動について「相当の注意」を怠ったことにより、B 国領域内の B' の「安全な飲料水に対する人権」を侵害したという場合、A 国政府は域外的保護義務に違反することになる。結果、B' は、条約等により定めがある場合には、A 国の国内救済手続に訴え出て、A 国の国内裁判所等で被害回復が図られる途が開かれる。けれども、そうした条約がない場合、A 国政府は、B' の人権侵害を、B 国に対する重大な損害とみなし、B 国政府が A 国政府に対し国家責任を追及することになる。もっとも、A 国の国家責任が発生するかは、B' が被った「安全な飲料水に対する人権」の侵害に関し

---

当該領域国 (A) が国内的救済手段の利用を保障する義務を負うとする潮流は、以下にも看取される。IACtHR, Advisory Opinion OC-23/17, *supra* note 121, paras. 238-240; Convention on the Transboundary Effects of Industrial Accidents (done at Helsinki, on 17 March 1992, entered into force on 19 April 2000), ECE/CP.TEIA/33, Article 9.3.

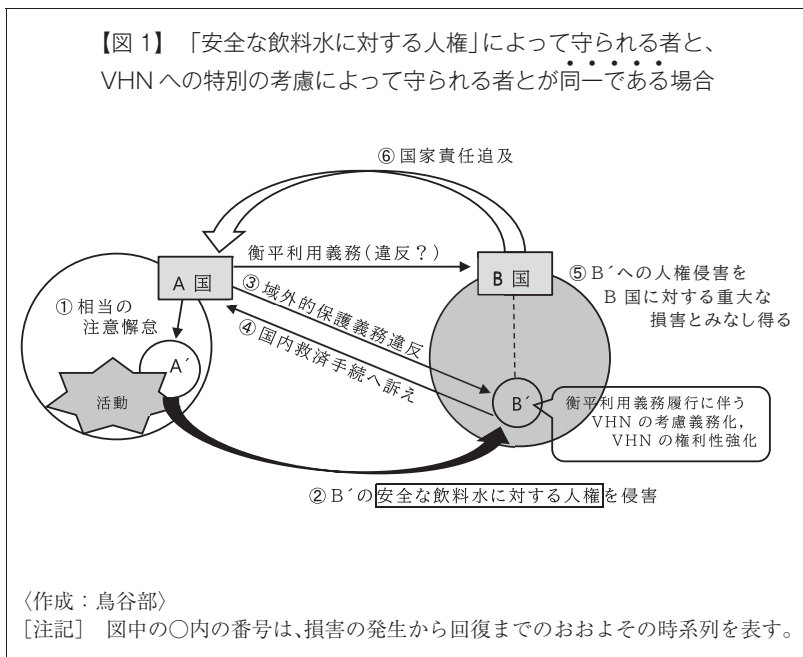
<sup>155</sup> もっとも、1994 年の第二読条文草案第 32 条に付された注釈によれば、A 国の裁判制度を利用する条件として、B' の提訴に対応すべく裁判費用やその他手数料が裁判所に発生する場合、B' に相応の保証金の支払いを求めることは、第 32 条にいう「差別」にあらず、また「その法制度に従って」という文言からも説明可能であるという。UN Doc. A/49/10, *supra* note 31, commentary to Article 32, para. (2), p. 132.

<sup>156</sup> 大久保規子「アジア諸国における環境分野の市民参加と司法アクセス」環境法政策学会編『アジアの環境法政策と日本（環境法政策学会誌第 18 号）』（商事法務、2015 年）61-67 頁。

<sup>157</sup> McCaffrey, 2019, *supra* note 142, p. 574. なお、北米の例として、筆者はアメリカとカナダ間の越境水資源紛争の司法アクセスについて記述したことがある。鳥谷部壤「国際河川委員会における国境水紛争処理制度の意義と課題（三・完）——アメリカ＝カナダ IJC の実践を手掛かりに——」阪大法学第 64 巻 1 号（2014 年）131-156 頁。



て国家責任法の要件が充足されているかによる。このようにして、「安全な飲料水に対する人権」が権利として確立し、B'をめぐるA国の域外的保護義務違反の認定が現実のものとなれば、A国は、B国に対する衡平利用義務(=衡平利用原則)の履行に際し、考慮すべき全要素<sup>158</sup>に占めるB'のVHNの重みを増すことで、一層B'のVHNに配慮しなければならないことになる。こうして、域外的義務によって保障される「安全な飲料水に対する人権」の生成と発展が、国際水路法の基本原則たる衡平利用原則の履行の水準を厳格化するのである。



#### 4-2-2 「安全な飲料水に対する人権」によって守られる者と、VHNへの特別な考慮により衡平利用原則の下で守られる者が同一でない場合

以上述べたように、域外的義務によって保障される「安全な飲料水に対する人権」の発達は、水路利用国に対し、国際水路衡平利用原則の履行にあたり、

<sup>158</sup> 注148を参照。

被影響国の個人の VHN の権利性を強化し、また、VHN の考慮を義務化する可能性を内包している。つまり、国際人権法の「安全な飲料水に対する人権」の生成と発展が、衡平利用義務の履行に際して、VHN への特別な考慮に、より大きな重みを与えるのである。

けれども、以上の指摘が妥当するのは、「安全な飲料水に対する人権」によって守られる者と、衡平利用原則中の VHN への特別な考慮によって守られる者が、ともに起源国領域外の個人 (上記図 1 では B') である場合のみであることには注意が必要である。

では、以上の指摘が妥当しないのは、どのような場合か。それは、「安全な飲料水に対する人権」によって守られる者と、VHN への特別な考慮の結果守られる者とが一致しない場合である。つまり、下記図 2 に即して説明すれば、A 国政府が領域内の個人 (A') に対して負う「安全な飲料水に対する人権」の保障義務と、A 国政府が B' に対して負う VHN の考慮義務が衝突する場合である。つまり、A 国政府は A' の「安全な飲料水に対する人権」を保障するために行動すると、B' の VHN を侵害するおそれが生じ、反対に、A 国が B' の VHN を侵害しないように、自国領域内での活動および活動許可に対して慎重になればなるほど、A' の「安全な飲料水に対する人権」を侵害するおそれが生じる。また、A 国政府は A' の VHN を優先的に考慮すると、B' に対して負う「安全な飲料水に対する人権」に関し域外的義務の不履行を生じることになる。このように、「安全な飲料水に対する人権」によって守られる者と、VHN への特別な考慮により衡平利用原則の下で守られる者は必ずしも一致しない場合がある<sup>159</sup>。

「安全な飲料水に対する人権」に関する国連諸決議の前文において、「国際水路法を含む国際水法の問題を何ら妨げることなく (without any prejudice to questions of international water law, including international watercourse law)、安全な飲料水および衛生に対する人権の漸進的実現を促進する手段として、適当と認められる場合に、地域的および国際的な技術協力の重要性を確認し」<sup>160</sup> (下線・筆者追加) と述べ、「安全な飲料水に対する人権」の形成が国際水路法の発展を阻害することのないよう配慮する一文が挿入されたのは、VHN へ

<sup>159</sup> 鳥谷部『前掲書』(注 147) 142 頁。

<sup>160</sup> UN Doc. A/RES/70/169, *supra* note 21, Preamble; UN Doc. A/HRC/RES/24/18, *supra* note 79, Preamble; UN Doc. A/HRC/RES/27/7, *supra* note 79, Preamble; UN Doc. A/HRC/RES/33/10, *supra* note 25, Preamble; UN Doc. A/HRC/RES/39/8, *supra* note 25, Preamble.

の特別の考慮によって守られる者と、「安全な飲料水に対する人権」によって守られる者が異なる場合が想定されていたからであると推察される。

すなわち、上記国連諸決議では、「安全な飲料水に対する人権」が、VHNを主たる考慮要素とする国際水路衡平利用原則の趣旨および目的を損なうことがないように配慮した結果であると理解すべきである。なぜなら、今やほぼ異論なく慣習国際法上の規則として諸国に圧倒的に受け入れられている衡平利用原則が<sup>161</sup>、慣習国際法になっていない「安全な飲料水に対する人権」によって侵される事態があってはならないからである。これを、下記図2に沿って説明すれば、A国内の個人A'の活動がB'のVHNを著しく害する場合、A国がA'の「安全な飲料水に対する人権」の保障の実現を口実に、衡平利用原則の違反から常に免れることができるとすれば、慣習国際法たる衡平利用原則が形骸化するおそれがあり、そうした事態を回避する必要があるからである<sup>162</sup>。

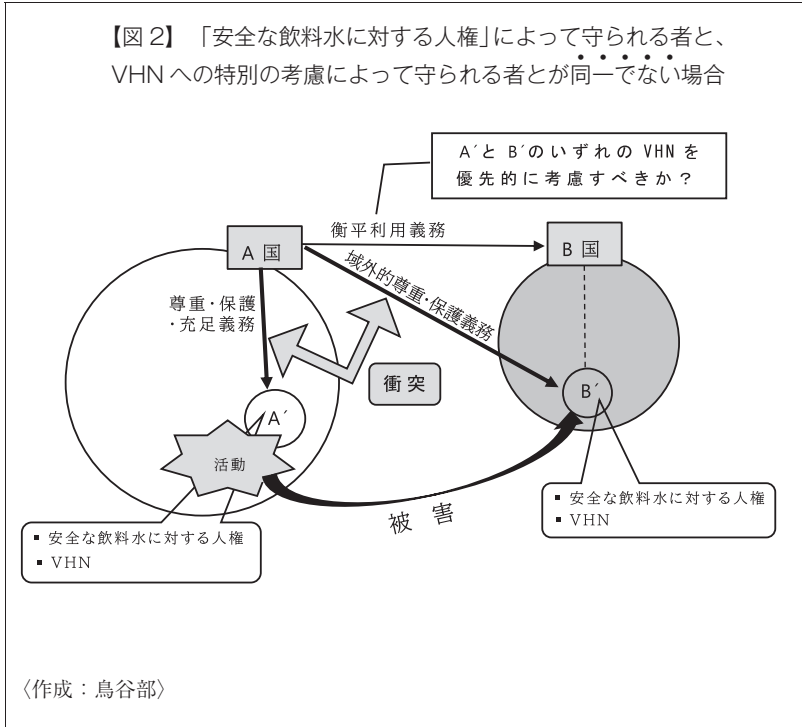
もっとも、国際水路法に妥当な考慮が払われたとしても、領域内および領域外の両方を射程に入れる「安全な飲料水に対する人権」の生成・発展や、被影響国の個人(B')のみならず原因国の個人(A')をも考慮対象とするVHNの特性に鑑みれば、国際水路の利用にあたり、次のような義務の衝突が、理論上、想定される(下記図2を参照)。つまり、利用国(A)が自国領域内のA'に対して負う「安全な飲料水に対する人権」の尊重・保護・充足の各種義務およびVHNへの特別の考慮と、A国がB'に対して負う「安全な飲料水に対する人権」保護のための域外的尊重・保護義務およびVHNへの特別の考慮とが衝突する場面である。

では、このような場合、A国がA'とB'の両方に対して負う上記諸義務の衝突はどのようにして調整されるべきであろうか。その調整のあり方として、国際水路法は、A国に対し、B国との関係において「協力義務(duty to cooperate)」を課していることが特筆に値する。国連水路条約は、第5条2項で、

<sup>161</sup> 衡平利用原則の慣習国際法としての地位を肯定する見解として、さしあたり、鳥谷部『前掲書』(注147)17頁および原注102)に掲げられた文献を参照。

<sup>162</sup> 以上の指摘は、衡平利用原則だけでなく、同様に慣習国際法としての地位を確立している重大損害防止原則にも当てはまる。つまり、A国によるC川の利用がB'のVHNを著しく侵害する場合に、A国がA'の「安全な飲料水に対する人権」の保障実現を盾に、重大損害防止原則の違反から免れることができるとする主張を許せば、同原則を有名無実な規範にしてしまうおそれがある。こうしたことから、上述の国連諸決議の「国際水路法を含む国際水法の問題を何ら妨げることなく」との一節における「国際水路法」とは、衡平利用原則のみならず、重大損害防止原則も指し示していると解すべきである。

【図 2】 「安全な飲料水に対する人権」によって守られる者と、  
VHN への特別な考慮によって守られる者とが同一でない場合



「水路国は衡平かつ合理的な方法による国際水路の利用、開発および保護に参加する。そのような参加には、この条約が規定する水路を利用する権利ならびにその保護および開発に協力する義務の双方を伴う。」<sup>163</sup> (下線・筆者追加) と規定し、また、同条約第 6 条 2 項では、「第 5 条または本条 1 項を適用するにあたり、関係する水路国は、必要な場合には協力の精神の下で協議に入る。」<sup>164</sup> (下線・筆者追加) と規定されている。

こうした協力義務の措定は、条約起草者の意図を超えて、上述のような国際水路の利用に伴って生じる権利・利益間の衝突の調整のためにこそ必要となるのであり<sup>165</sup>、協力義務がなぜ国連水路条約やその他多くの水路関連条約

<sup>163</sup> UN Watercourses Convention, 1997, *supra* note 29, Article 5(2).

<sup>164</sup> *Ibid.*, Article 6(2).

<sup>165</sup> F. Shirani, "Cooperation in International Water Law and, States Human Rights Obligation to Fulfill the Human Right to Water," *Global Journal of Politics and Law*

に盛り込まれるようになったかということへの1つの応答でもある。と同時に以上の状況は、協力義務が新たな法的規範として実体化の意味をもつ可能性を示唆しているようにも思える。

## 5. おわりに——SDG 6.1 および 6.5 の法的含意

ここまで本稿は、国際人権分野における「安全な飲料水に対する人権」に関する最近の議論を基に、かかる人権の形成が国際水路法にいかなる影響を及ぼし得るかを考察してきた。最後に、「安全な飲料水に対する人権」の形成を反映するSDG 6.1 および 6.5 を達成するために、国際水路法はいかなる変容を迫られることになるかに言及する。それは、既述のように、活動国の領域内の個人の「安全な飲料水に対する人権」および VHN と、被影響国の領域内の個人のそれらが衝突する場合に対応が必要となる。その調整役を担うのが、「協力義務」であろう<sup>166</sup>。

協力義務は、事前通報・協議義務、定期的情報交換義務、環境影響評価実施義務のような手続的義務を取り込みながら、衡平利用原則<sup>167</sup>や重大損害防止原則<sup>168</sup>に代表される実体的義務と関連づけられながら、国際水路法に通底する法規範として実体化されていくことが予想される<sup>169</sup>。協力義務を通じた手続的・実体的義務の履行は、当事者間の外交交渉や第三者の仲介<sup>170</sup>に加え、

---

*Research*, Vol. 5, No. 1 (2017), p. 78; Russell, 2019, *supra* note 123, p. 269.

<sup>166</sup> 国連水路条約では次の諸条項に協力義務の規定がある。UN Watercourses Convention, 1997, *supra* note 29, Articles 5(2), 6(2) and 8. 第5条2項と第6条2項については、前掲注(163)および(164)とその本文参照。第8条は、次のような規定である。【第8条】(一般的協力義務)「1 水路国は、主権平等、領土保全、互恵および信義誠実を基礎として、国際水路の最適な利用と適切な保護を達成するために協力する。2 そのような協力の方法を決定するにあたり、水路国は、さまざまな地域に既に存在する共同の機構および委員会における協力を通じて得られた経験に照らして、関連する措置と手続に関する協力を促進するために、必要と考える共同の機構または委員会の設置を検討することができる。」

<sup>167</sup> UN Watercourses Convention, 1997, *supra* note 29, Articles 5-6.

<sup>168</sup> *Ibid.*, Articles 7, 21.

<sup>169</sup> これと同様の認識として、「環境と人権」に関する米州人権裁判所勧告的意見(2017年11月15日)を参照。IACtHR, *Advisory Opinion OC-23/17*, *supra* note 121, paras. 185-210.

<sup>170</sup> 例えば、本稿執筆時点で仲介が模索されている事例として、ナイル川における「グランド・エチオピアン・ルネッサンス・ダム (Grand Ethiopian Renaissance Dam)」の建設をめぐるエジプトとエチオピアの紛争が挙げられる。本件紛争においても、その行方次第では、本稿が論じてきた問題が焦点となる可能性は十分にある。See, DAILY NEWS

しばしば国際水路の沿岸諸国間で条約等により設立される共同機構または委員会を通じて行われ得る<sup>171</sup>。こうした機関を通じた協力義務の展開は、パルプ工場事件で国際司法裁判所 (ICJ) が、「関係国は、まさに協力することによって、損害を防止するために、一方の当事国が開始した計画からもたらされる環境への損害の危険を共同で管理することができる」<sup>172</sup> と判示し、共同機構たるウルグアイ川管理委員会 (CARU) を通じた協力の実施を要請したことに表される<sup>173</sup>。

もっとも、筆者は、こうした共同機構または委員会の設立状況、任務の内容、紛争解決実践等について分析したことがあるが<sup>174</sup>、それは紛争解決の制度論の観点からであり、協力義務からの考察ではなかった。SDG 6 の達成のためには、共同機構や委員会の活動を分析し、そうした実践が協力義務の実体化・理論化にいかに関与し得るかを考察することが求められる。こうした試みは、本稿の検討範囲を超えることから、今後の課題とする。

[謝辞] 本稿は、2019年9月7日に開催された水資源研究会 (於: 法政大学) における筆者の報告に対し、コメンテーターとしてご出席を賜った堀田亨様 (外務省国際法局海洋法室長)、石橋可奈美教授 (東京外国語大学)、鶴田順教授 (明治学院大学)、平野実晴助教 (立命館アジア太平洋大学) から頂いたコメントをもとに、加筆・修正を行ったものである。お世話になった方々に深く感謝申し上げます。なお、記述中に残された全ての誤りは筆者のみの責任に帰する。また、本稿は、科学研究費補助金基盤研究 (C) 「『水資源』の衡平利用と損害防止法理の再構築」(課題番号: 17K03398、研究代表者・繁田泰宏教授) および公益財団法人クリタ水・環境科学振興財団 (KWEF) 「共有天然資源国際法秩序の形成」萌芽的研究 (助成番号 19E005、研究代表者・鳥谷部壊) の成果の一部である。

---

EGYPT, available at <https://www.dailynewssegyp.com/tag/grand-ethiopian-renaissance-dam/> (as of 29 October 2019).

<sup>171</sup> 越境帯水層の利用についても同様のことが言える。鳥谷部壊「国連国際法委員会越境帯水層条文案における主権原則と衡平利用原則の関係——シララ水系の地位及び利用に関する事件 (チリ対ボリビア) を題材として——」環境法政策学会誌第 23 号 (2020 年) を参照。

<sup>172</sup> *Case Concerning Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay)*, Judgment of 20 April 2010, *ICJ Reports* 2010, para. 77.

<sup>173</sup> *Ibid.*, para. 266.

<sup>174</sup> 鳥谷部壊「国際河川委員会における国境水紛争処理制度の意義と課題 (一) (二) (三) (完) ——アメリカ=カナダ IJC の実践を手掛かりに——」阪大法学第 63 巻 5 号 (2014 年) 1525-1548 頁、第 63 巻 6 号 (2014 年) 1825-1849 頁、第 64 巻 1 号 (2014 年) 131-156 頁。

